# 事例表

開示決定等の期限関係

(資料2~5)

## ○ 延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に開示決定等がされなかったもの(資料2)

行政機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
内閣府	原子力災害に関する行政文書ファイル	H23.12.15	H24.1.14	H24.5.1	108	同時期に6,000枚以上の開示を含む 10件以上の開示請求がなされ、手続に 時間を要したため。
内閣府	政府・東電統合対策室の議事概要	H24.2.6	H24.3.7	H24.4.3	27	同時期に2,000枚以上の開示を含む 10件以上の開示請求がなされ、手続に 時間を要したため。
内閣府	政府・東電統合対策室等のメンバー名 簿	H24.3.19	H24.4.18	H24.5.1	13	同時期に2,000枚以上の開示を含む 10件以上の開示請求がなされ、手続に 時間を要したため。
内閣府	被災者生活支援チームの議事録等	H24.3.19	H24.4.18	H24.5.2	14	担当部局における情報公開窓口担当の 業務が著しく多忙であったため。
内閣府	各府省連絡会議の議事録等	H24.3.19	H24.4.18	H24.5.2	14	担当部局における情報公開窓口担当の 業務が著しく多忙であったため。
内閣府	原子力委員会の会議で議論するテーマ について取りまとめたメモ類等	H24.5.8	H24.6.7	H24.6.8	1	開示決定期限日の判断を1日誤り、業務多忙のため早期に処理できず、誤った期限日に開示決定したため。
内閣府	電気事業連合会等に送った電子メール	H24.5.8	H24.6.7	H24.6.8	1	開示決定期限日の判断を1日誤り、業務多忙のため早期に処理できず、誤った期限日に開示決定したため。
内閣府	原子力委員会の勉強会資料等	H24.5.28	H24.6.27	H24.6.28	1	開示決定期限日の判断を1日誤り、業務多忙のため早期に処理できず、誤った期限日に開示決定したため。
内閣府	原子力委員会の秘密会議資料等	H24.5.28	H24.6.27	H24.6.28	1	開示決定期限日の判断を1日誤り、業務多忙のため早期に処理できず、誤った期限日に開示決定したため。
内閣府	原子力事業者から提出された要望や陳 情などの文書一式	H24.5.29	H24.6.28	H24.6.29	1	開示決定期限日の判断を1日誤り、業務多忙のため早期に処理できず、誤った期限日に開示決定したため。
外務省	「『"核"を求めた日本』報道において取り上げられた文書 外交政策企画委員会記録 第303回 (64年10月28日) (なお、部分開示決定については、前例 踏襲)	H24.6.12	H24.7.12	H24.7.13	1	開示決定等に係る期限を誤認したため。
外務省	「『"核"を求めた日本』報道において取り上げられた文書 外交政策企画委員会記録 第305回 (64年11月11日) (なお、部分開示決定については、前例 踏襲)	H25.6.12	H24.7.12	H24.7.13	1	開示決定等に係る期限を誤認したため。
外務省	「『"核"を求めた日本』報道において取り上げられた文書 外交政策企画委員会記録 第395回 (66年11月30日) (なお、部分開示決定については、前例 踏襲)	H25.6.12	H24.7.12	H24.7.13	1	開示決定等に係る期限を誤認したため。
外務省	「『"核"を求めた日本』報道において取り上げられた文書 外交政策企画委員会記録 第408回 (67年3月15日) (なお,部分開示決定については,前例 踏襲)	H25.6.12	H24.7.12	H24.7.13	1	開示決定等に係る期限を誤認したため。
文部科学省	岐阜県(西国33ヵ所巡礼案内図)観音信仰霊場(西方上部に示す地図)1751~1772(北方を上部に配置する方法)1821,日本図完成(伊能忠敬)させたが幕府の秘図とされて1868(明治元)世に出る。等	H24.11.5	H24.12.17	H24.12.28	11	開示請求書に記載されている請求内容が不明なため、補正を求めたが適正な補正がなされないなど確認に時間を要し、他の業務も多忙であったため期限内に決定することができなかった。

行政機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
厚生労働省	1998年9月、ガイドライン「生食用食肉の衛生基準」策定当時、規制の是非を審議した記録(議事録)	H24.3.7	H24.4.6	H24.6.6	61	期限内に行政文書不存在の旨は請求 者に伝えていたが、不開示決定通知を 要するか否かについて、請求者との調 整に時間を要したため。
厚生労働省	特定研究者が参画していた研究事業 【計5件】	H24.8.27	H24.9.26	H24.10.1	5	開示請求を担当する職員が、課内で開示請求に係る事務処理以外で、複数の業務を兼務し、当該時期は業務が錯綜していたことから、開示請求の事務処理に十分な時間を割くことができなかったため。
厚生労働省	特定部局職員の役職付き氏名がわかるもの	H24.11.23	H24.12.23	H25.1.17	25	開示請求者に対する請求内容の確認、また、作業方針の決定及び開示文書の特定に時間を要したこと。また、当該時期は業務が繁忙であり、開示等期限の延長の手続きを取る余裕もなかったため。
厚生労働省	平成24年度 保健師助産師看護師法施 行令第14条に基づく報告	H25.2.15	H25.3.15	H25.3.26	11	開示・不開示箇所についての判断に時間を要したため。

## ○ 延長手続を採った事案に係るもので、延長した期限までに開示決定等がされなかったもの(資料3)

行政機関名	件名	受付年月日	延長後の期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
内閣府	核燃料サイクル政策の選択肢の作成の ために使われたドラフト等	H24.6.21	H24.8.20	H24.8.22	2	開示決定期限日の判断を2日誤り、業務多忙のため早期に処理できず、誤った期限日に開示決定したため。
内閣府	除染モデル実証事業の経費等	H24.10.3	H24.12.2	H24.12.18	16	開示決定等に必要となる関係省庁への 確認作業に時間を要したため。
文化庁	著作権法の一部を改正する法律案(平成24年法律43)及び著作権法の一部を改正する法律の公布を奏上する件に関する法律家審議録に含まれる行政文書のうち、文部科学省から内閣法制局に提出されたもの	H24.10.5	H24.12.10	H25.1.15	20	本件開示請求及びこれと同時期になされた開示請求に係る開示対象文書が大量(本件について約600枚、別件について約1,500枚)であったことから事務手続作業に時間を要したことに加え、他の業務も多忙であったため。
文化庁	「著作権法の一部を改正する法律案」 (平成24年法律43)に関する下記文書 (図画及び電磁的記録含む。以下同様。) ①省内で原案を作成する際に担当課等 省内でなされた指示、担当課によって 原案が起案されて以降の審議官、局長 等省内への説明資料及びそれらの者と 担当課係の者との面談(いわゆるレク) 等で示された決裁権者らの意見等のメ モ、その他省内で行われた検討経緯が 分かる資料一式 他8文書	H24.10.5	H24.12.10	H25.1.15	20	本件開示請求及びこれと同時期になされた開示請求に係る開示対象文書が大量(本件について約1,500枚、別件について約600枚)であったことから事務手続作業に時間を要したことに加え、他の業務も多忙であったため。
防衛省	(1)高知県香南市の陸上自衛隊第50普通科連隊について、 ①本来任務のための日常訓練内容。 ・曜日毎、月毎、季節毎の訓練内容、スケジュール。(要するに、学校の時間割のような日常の訓練プログラム。) ②災害救助のための日常訓練内容。 (a)災害救助を想定した、曜日毎、月毎、季節毎の訓練内容スケジュール。(要するに、学校の時間割のような日常の訓練プログラムの内、災害救助に関の割訓練。上記①に含まれるなら、災害救助訓練がどの部分かを明記してください。) (b)2010年4月1日から2011年3月31日の間(2010(平成22)年度)に行った回数、総時間。 (c)ただし、自治体主催による防災訓練に参加、協力したものは除く。	H23.4.4	H23.6.3	H24.6.7	370	東日本大震災による災害派遣活動に従事し、通常態勢を整えるまでに時間を要し開示決定に係る事務処理を行うことが出来なかったため。
防衛省	(1)高知県香南市の陸上自衛隊第50普通科連隊について、 ④2011年3月31日現在の、車両、装備等の保有状況。 ・種類、それぞれの数量、等。	H23.4.4	H23.6.3	H24.6.7	370	東日本大震災による災害派遣活動に従事し、通常態勢を整えるまでに時間を要し開示決定に係る事務処理を行うことが出来なかったため。

## ○ 期限の特例規定を適用した事案に係るもので、期限までに開示決定等がされなかったもの(資料4)

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
内閣府	避難区域指定に関する検討内容	H24.6.26	H24.12.25	H25.1.22	28	開示決定等に必要となる市町村・関係省庁への確認作業に時間を要したため。
外務省	・2003年9月フランスパリにて行われたPSI第3回総会の会議録。 ・同会議開催に向けた本邦外務省の検討、協議内容がわかる文書。 ・同会議開催後に省内で行われた評価、検討、爾後の行動等を検討、協議した内容がわかる文書。	H24.8.9	H24.11.30	H24.12.3	3	開示決定等に係る期限を誤認したため。
厚生労働省	薬害エイズ事件で東京地検より還付された押収資料 【計2件】	H23.12.16	H24.6.15	H24.8.8	54	開示決定等文書の量が大量であり、かつ開示・不開示箇所の判断及び審査に相当の日数を要したため。
厚生労働省	薬害エイズ事件で東京地検より還付さ れた押収資料	H23.12.16	H24.6.30	H24.8.8	39	開示決定等文書の量が大量であり、かつ開示・不開示箇所の判断及び審査に 相当の日数を要したため。
厚生労働省	動物実験の実施に係る文書 【計100件】	H24.2.28	H24.7.31	H25.2.22	206	開示請求の内容が漠然としており、開示請求に対する作業方針の決定及び開示文書の特定に時間を要したため。
国土交通省	平成24年地価公示鑑定評価書(千代田区、新宿区、渋谷区、港区、中央区)(不動産鑑定士2名分)(市街化区域のみ)	H24.5.11	H24.7.10	H24.8.6	27	請求に係る文書が大量であり不開示部 分の確認作業に時間を要し、また、その 他の業務と重なったため。

### ○ 期限の特例規定を適用した事案に係るもので、開示請求者に通知した期限を超過しているもの(資料5)

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
国土交通省	「鉄道局関係の委員会等(省が外部から委員等を招いて設置した機関、及び省が外部に委託等して設置した機関、及び省職員が委員等として参加した外部の機関、及び省が省内に設置した主に省職員で構成される機関、及びその他の機関等を指す)に係る文書」についった、「収められた文書の一切」、及び「収められた文書を除いた部分のうち、省が記載した部分の一切。ファイルの目録等、及びファイルの表紙等へ省が記載した部分(文書整理ラベルシール等)。」。	H23.7.20	H24.3.30	366	開示請求対象の行政文書の量が著しく 大量であり、かつ、当該文書の開示・不 開示の審査に時間を要しているため。	

# 事例表

## 期限の特例規定適用事案関係

(資料6)

## 〇 期限の特例規定を適用した事案に係るもので、開示決定等までに1年超を要したもの(資料6)

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
内閣府	「PKOの在り方に関する懇談会」に関 して管理している行政文書	H23.10.28	H24.11.1	370	開示請求の対象となる行政文書が大量(約1,200枚)であり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	38号の55「平成20年図書・新聞検閲 簿(特定刑事施設)」(8回目)	H22.6.15	H24.7.27	674	本件(平成22年受付第38号)に係る開示請求文書 の総量は、93、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量10、000枚を超える大量請求案件も あり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を 要したため。
法務省	38号の2「平成20年保存文書引継ぎ 簿(特定刑事施設)」	H22.6.15	H24.8.17	695	本件(平成22年受付第38号)に係る開示請求文書の総量は、93、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量10、000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	38号の3「平成21年保存文書引継ぎ 簿(特定刑事施設)」	H22.6.15	H24.8.17	695	本件(平成22年受付第38号)に係る開示請求文書の総量は、93、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量10、000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の89「平成22年施設概況(特定刑事施設)」	H22.8.4	H24.6.25	607	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の121「平成22年所内生活の手引(特定刑事施設)」	H22.8.4	H24.6.25	607	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の90「平成21年度献立表(特定 刑事施設)]	H22.8.4	H24.6.4	586	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の91「平成21年現況配置図(特 定刑事施設)」	H22.8.4	H24.6.4	586	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の92「平成15年国有財産台帳 付属書類(特定刑事施設)」	H22.8.4	H24.6.4	586	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の93「平成18年国有財産台帳 付属書類(特定刑事施設)」	H22.8.4	H24.6.4	586	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書 の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件も あり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を 要したため。
法務省	60号の119「平成19年施設概況(特定 刑事施設)」	H22.8.4	H24.9.5	679	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書 の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件も あり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を 要したため。
法務省	60号の26「平成13年本省例規(特定 刑事施設)」(2回目)	H22.8.4	H25.1.16	812	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の30「平成18年本省例規(特定 刑事施設)」(3回目)	H22.8.4	H25.1.16	812	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の31「平成19年本省例規(特定 刑事施設)」(2回目)	H22.8.4	H25.1.16	812	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
法務省	60号の76「平成21年教育に関する書類(特定刑事施設)」	H22.8.4	H25.1.17	813	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の41「平成22年施設概況(特定 刑事施設)」	H22.8.4	H25.1.18	814	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の42「平成19年施設概況(特定 刑事施設)」	H22.8.4	H25.1.18	814	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の43「平成20年施設概況(特定 刑事施設)」	H22.8.4	H25.1.18	814	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の88「平成18年施設概況(特定 刑事施設)」	H22.8.4	H25.1.18	814	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の100「平成22年施設概況(特 定刑事施設)」	H22.8.4	H25.1.18	814	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の94「平成22年死刑執行指揮 書(特定刑事施設)」	H22.8.4	H25.1.22	818	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の95「平成22年死刑執行速報 及び追報(特定刑事施設)」	H22.8.4	H25.1.22	818	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の38「平成22年所内例規(特定 刑事施設)」	H22.8.4	H25.1.28	824	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の35「平成19年所内誌(特定刑 事施設)」	H22.8.4	H25.1.29	825	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の33「平成21年本省例規(特定 刑事施設)」(2回目)	H22.8.4	H25.2.1	828	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書 の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件も あり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を 要したため。
法務省	60号の39「平成22年放送番組予定表(特定刑事施設)」	H22.8.4	H25.2.1	828	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書 の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件も あり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を 要したため。
法務省	60号の40「平成22年被収容者死亡 報告(特定刑事施設)」	H22.8.4	H25.2.1	828	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書 の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件も あり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を 要したため。
法務省	60号の44「平成22年補正具関係文書(特定刑事施設)」	H22.8.4	H25.2.1	828	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書 の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件も あり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を 要したため。
法務省	60号の47 「平成22年書店請求書 (特定刑事施設)」	H22.8.4	H25.2.1	828	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
法務省	60号の49「平成15年所内例規(特定 刑事施設)」	H22.8.4	H25.2.1	828	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の50「平成22年本省例規(特定 刑事施設)」	H22.8.4	H25.2.1	828	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の51「平成12年所内例規(特定 刑事施設)」	H22.8.4	H25.2.1	828	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の52「平成13年所内例規(特定 刑事施設)」	H22.8.4	H25.2.1	828	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の54「2010年医薬品一覧表(特定刑事施設)」	H22.8.4	H25.2.1	828	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の34「平成21年所内例規(特定 刑事施設)」(8回目)	H22.8.4	H25.2.1	828	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の45「平成19年所内例規(特定 刑事施設)」	H22.8.4	H25.2.1	828	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の46「平成20年所内例規(特定 刑事施設)」	H22.8.4	H25.2.1	828	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の53「平成18年所内例規(特定 刑事施設)」(2回目)	H22.8.4	H25.2.1	828	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の56「平成21年入浴関係書類 (特定刑事施設)」	H22.8.4	H25.2.1	828	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書 の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件も あり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を 要したため。
法務省	60号の57「平成22年東京矯正管区 第一機動警備隊第三小隊員名簿」	H22.8.4	H25.2.1	828	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書 の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件も あり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を 要したため。
法務省	60号の58「平成16年所内例規(特定 刑事施設)」	H22.8.4	H25.2.1	828	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書 の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件も あり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を 要したため。
法務省	60号の82「平成17年所内例規(特定 刑事施設)」	H22.8.4	H25.2.1	828	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書 の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件も あり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を 要したため。
法務省	60号の55「CAPAS(特定刑事施設)」	H22.8.4	H25.2.4	831	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書 の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件も あり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を 要したため。
法務省	60号の59「平成21年被収容者行事 予定表(特定刑事施設)」	H22.8.4	H25.2.7	834	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
法務省	60号の60「平成22年被収容者行事 予定表(特定刑事施設)」	H22.8.4	H25.2.7	834	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の62「平成22年職業訓練命令 書(特定刑事施設)」	H22.8.4	H25.2.7	834	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の65「平成21年度作業契約内容一覧表(特定刑事施設)」	H22.8.4	H25.2.7	834	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の66「平成21年作業収入計画 (特定刑事施設)」	H22.8.4	H25.2.7	834	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の67「平成22年度作業契約内容一覧表(特定刑事施設)」	H22.8.4	H25.2.7	834	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の68「平成22年作業収入計画 (特定刑事施設)」	H22.8.4	H25.2.7	834	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の69「平成21年体育関係書類 (特定刑事施設)」	H22.8.4	H25.2.7	834	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の70「平成22年度体育年間指導計画(特定刑事施設)」	H22.8.4	H25.2.7	834	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の71「平成22年配房表(特定刑 事施設)」	H22.8.4	H25.2.7	834	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の72「平成22年国有財産台帳 付属書類(特定刑事施設)」	H22.8.4	H25.2.7	834	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の73「平成21年武道等訓練計 画表(特定刑事施設)」	H22.8.4	H25.2.7	834	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の74「平成22年武道等訓練計 画表(特定刑事施設)」	H22.8.4	H25.2.7	834	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の75「平成21年勤務評定記録 書提出一覧表(特定刑事施設)」	H22.8.4	H25.2.7	834	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の77「平成22年度体育祭関係 文書(特定刑事施設)」	H22.8.4	H25.2.7	834	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の78「平成21年起案用紙(特定 刑事施設)」	H22.8.4	H25.2.7	834	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書 の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を 要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
法務省	60号の79「平成22年起案用紙(特定 刑事施設)」	H22.8.4	H25.2.7	834	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の36「平成21年特定施設所内 誌」(2回目)	H22.8.4	H25.2.18	845	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の61「平成22年作業命令書(特 定施設)」(6回目)	H22.8.4	H25.2.19	846	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の37「平成21年特定刑事施設 所内誌」(2回目)	H22.8.4	H25.2.25	852	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の85「平成22年書籍リスト(特定 刑事施設)」(2回目)	H22.8.4	H25.2.26	853	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の48「平成22年特定刑事施設 所内誌決裁文書」	H22.8.4	H25.3.13	868	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の63「平成21年職業訓練関係 文書(特定刑事施設)」	H22.8.4	H25.3.13	868	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の86「平成21年当直勤務命令 (特定刑事施設)」	H22.8.4	H25.3.13	868	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の87「平成22年当直勤務命令 (特定刑事施設)」	H22.8.4	H25.3.13	868	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の115「平成22年図書原簿(特 定刑事施設)」	H22.8.4	H25.3.13	868	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書 の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件も あり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を 要したため。
法務省	60号の64「平成21年作業命令書(特定刑事施設)」(6回目)	H22.8.4	H25.3.14	869	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書 の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件も あり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を 要したため。
法務省	60号の81「平成21年発議簿(特定刑事施設)」(4回目)	H22.8.4	H25.3.15	870	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書 の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件も あり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を 要したため。
法務省	60号の114「平成22年不許可私本一 覧表(特定刑事施設)」	H22.8.4	H25.3.15	870	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書 の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件も あり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を 要したため。
法務省	60号の116「平成22年東京矯正管区機動警備隊員命免上申書(特定刑事施設)」	H22.8.4	H25.3.15	870	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	60号の117「平成22年度採用薬品一覧(特定刑事施設)」	H22.8.4	H25.3.15	870	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
法務省	60号の118「平成21年体育活動に関する書類(特定刑事施設)」	H22.8.4	H25.3.15	870	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書 の総量は、10、000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93、000枚を超える大量請求案件も あり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を 要したため。
法務省	60号の83「平成21年事件送致書(特定刑事施設)」(適用除外, 不開示)	H22.8.4	H25.3.22	877	本件(平成22年受付第60号)に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
検察庁	現行の検察総合情報管理システムに 係る仕様・設計・導入・取扱手順を記し た文書 【計5件】	H24.1.17	H25.2.15	395	対象文書が大量であり、開示・不開示の検討に日数を要したため。
検察庁	出勤簿(平成21年4月1日から平成23年6月15日までに東京地方検察庁管内に勤務した職員) 【計3件】	H23.6.15	H24.7.30	411	開示請求に係る行政文書が著しく大量であり、開示 不相当部分の特定等の作業量が膨大であったため。
外務省	「昭和50年 天皇皇后両陛下外国御訪問(米国)16~29 ロジ除く プレス除く(ただし下記※の資料は含む) ※基本的に関係者がどのような考え・意図をもって訪問地の選定や各種行応はどうであったかといった,サブ的要素が伺える資料。 ※※請求対象に含めてもほぼ全面的に不開示となることが見込まれる,実現しなかった訪問地からの訪問招言等に関する資料は不要。 ※※※重複文書は不要。 ※※※その他については個別に相談。」	H23.7.28	H24.7.31	369	請求対象となった文書が著しく大量であったため、最 終決定までに時間がかかったため。
外務省	「昭和50年 天皇皇后両陛下外国御訪問(米国)16~29 ロジ除くプレス除く(ただし下記※の資料は含む) ※基本的に関係者がどのような考え・意図をもって訪問地の選定や各種行応はどうであったかといった,サブ的要素が何える資料。 ※※請求対象に含めてもほぼ全面的に不開示となることが見込まれる。実現しなかった訪問地からの訪問招請や,贈賜品や献上品,お言葉の未定稿等に関する資料は不要。 ※※※※その他については個別に相談。」	H23.7.28	H24.10.16	446	請求対象となった文書が著しく大量であったため、最 終決定までに時間がかかったため。
原子力規制委員 会	2011年4月1日~12月31日の間に福島第1原子力発電所事故に関し東京電力から取得したもの(ファクス、電子メールを含む)と、原子力安全保安院が東京電力からの連絡等を記録したもの(いずれもホームページで公表されているものを除く)	H24.3.19	H25.3.29	375	開示請求の対象となる行政文書が大量(約640枚)であり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
防衛省	2009年1月1日, 防衛省防衛政策局 国際政策課軍事管理・軍縮班作成に係 る「中国遺棄化学兵器問題への協力 (平成10年-4)」と題する文書	H22.8.18	H24.8.30	743	他省庁関係部局との協議をはじめ、関係国への照会を要するなど特に慎重な検討を要する案件であり、 開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要した ため。
防衛省	2009年1月1日, 防衛省防衛政策局 国際政策課軍事管理・軍縮班作成に係る「中国遺棄化学兵器問題への協力 (平成8年-1)」と題する文書	H22.8.18	H24.8.30	743	他省庁関係部局との協議をはじめ、関係国への照会を要するなど特に慎重な検討を要する案件であり、 開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要した ため。
防衛省	2009年1月1日, 防衛省防衛政策局 国際政策課軍事管理・軍縮班作成に係 る「中国遺棄化学兵器問題への協力 (平成8年-2)」と題する文書	H22.8.18	H24.8.30	743	他省庁関係部局との協議をはじめ、関係国への照会 を要するなど特に慎重な検討を要する案件であり、 開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要した ため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
防衛省	2009年1月1日, 防衛省防衛政策局 国際政策課軍事管理・軍縮班作成に係 る「中国遺棄化学兵器問題への協力 (平成9年-4)」と題する文書	H22.8.18	H24.8.30	743	他省庁関係部局との協議をはじめ、関係国への照会を要するなど特に慎重な検討を要する案件であり、 開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要した ため。
防衛省	2009年1月1日, 防衛省防衛政策局 国際政策課軍事管理・軍縮班作成に係 る「中国遺棄化学兵器問題への協力 (平成9年-3)」と題する文書	H22.8.18	H24.8.30	743	他省庁関係部局との協議をはじめ、関係国への照会を要するなど特に慎重な検討を要する案件であり、 開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要した ため。
防衛省	2009年1月1日, 防衛省防衛政策局 国際政策課軍事管理・軍縮班作成に係る「中国遺棄化学兵器問題への協力 (平成9年-2)」と題する文書	H22.8.18	H24.8.30	743	他省庁関係部局との協議をはじめ、関係国への照会を要するなど特に慎重な検討を要する案件であり、 開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要した ため。
防衛省	2009年1月1日, 防衛省防衛政策局 国際政策課軍事管理・軍縮班作成に係 る「中国遺棄化学兵器問題への協力 (平成9年-1)」と題する文書	H22.8.18	H24.8.30	743	他省庁関係部局との協議をはじめ、関係国への照会を要するなど特に慎重な検討を要する案件であり、 開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要した ため。
防衛省	2009年1月1日, 防衛省防衛政策局 国際政策課軍事管理・軍縮班作成に係 る「中国遺棄化学兵器問題への協力 (平成10年-3)」と題する文書	H22.8.18	H24.8.30	743	他省庁関係部局との協議をはじめ、関係国への照会を要するなど特に慎重な検討を要する案件であり、 開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要した ため。
防衛省	2009年1月1日, 防衛省防衛政策局 国際政策課軍事管理・軍縮班作成に係 る「中国遺棄化学兵器問題への協力 (平成10年-2)」と題する文書	H22.8.18	H24.8.30	743	他省庁関係部局との協議をはじめ、関係国への照会を要するなど特に慎重な検討を要する案件であり、 開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要した ため。
防衛省	2009年1月1日, 防衛省防衛政策局 国際政策課軍事管理・軍縮班作成に係 る「中国遺棄化学兵器問題への協力 (平成10年-1)」と題する文書	H22.8.18	H24.8.30	743	他省庁関係部局との協議をはじめ、関係国への照会を要するなど特に慎重な検討を要する案件であり、 開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要した ため。
防衛省	2009年1月1日, 防衛省防衛政策局 国際政策課軍事管理・軍縮班作成に係 る「中国遺棄化学兵器問題への協力 (平成21年)」と題する文書	H22.8.18	H24.8.30	743	他省庁関係部局との協議をはじめ、関係国への照会を要するなど特に慎重な検討を要する案件であり、 開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要した ため。
防衛省	「配信対象としている情報」(平成22年度(行情)答申第295号3頁)に該当するもの全て。	H23.3.11	H24.6.29	476	開示請求の対象となる行政文書が大量(約2,500枚)であり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
防衛省	文書ファイル名 平成18年度新戦車関連資料(設計関係) 作成者 防衛庁技術研究本部技術開発官(陸上担当)新戦車開発室 作成(取得)時期 2006年4月1日 保存期間 5年 保存期間満了時期 2012年3月31日 媒体の種別 録画ディスク 保存場所 書庫 管理担当課・係 防衛省技術研究本部 技術開発官(陸上担当)新戦車開発室	H23.3.14	H24.6.6	450	開示請求の対象となる行政文書が大量(約200枚)であり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
防衛省	文書ファイル名 平成17年度新戦車関連資料(設計関係) 作成者 防衛庁技術研究本部技術開発官(陸上担当)新戦車開発室 作成(取得)時期 2005年4月1日 保存期間 5年 保存期間満了時期 2011年3月31日 媒体の種別 録画ディスク 保存場所 書庫 管理担当課・係 防衛省技術研究本部 技術開発官(陸上担当)新戦車開発室	H23.3.14	H24.6.6	450	開示請求の対象となる行政文書が大量(約550枚)であり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
防衛省	文書ファイル名 平成20年度資料 作成者 防衛省技術研究本部技術開発官(陸上担当)新戦車開発室 作成(取得)時期 2008年度 保存期間 5年 保存期間満了時期 2013年度末 媒体の種別 紙 保存場所 書庫 管理担当課・係 防衛省技術研究本部 技術開発官(陸上担当)第3開発室	H23.3.14	H24.6.6	450	開示請求の対象となる行政文書が大量(約2,400枚)であり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
防衛省	文書ファイル名 平成19年度車両関連 資料(設計関係) 作成者 防衛省技術研究本部技術開 発官(陸上担当)第3開発室 作成(取得)時期 2007年度 保存期間 10年 保存期間満了時期 2017年度末 媒体の種別 紙 保存場所 書庫 管理担当課・係 防衛省技術研究本部 技術開発官(陸上担当)第3開発室	H23.3.14	H24.6.6		開示請求の対象となる行政文書が大量(約1,300枚)であり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
防衛省	陸自教範5-01-01-01-20-0 「本格的陸上作戦」。	H23.4.11	H24.5.31		開示請求の対象となる行政文書が大量(約200枚)であり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
防衛省	教範(陸上自衛隊) ④野戦築城に関する教範(最新版)	H23.12.7	H25.3.29		開示請求の対象となる行政文書が大量(約1,200枚)であり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。

# 事例表

不服申立て事案の処理日数関係

(資料7~10)

## ○ 今年度に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから諮問までに90日超を要したもの(資料7)

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
内閣府	原子力災害対策本部会議の録音テープの不開示決定に関する件	H24.1.23	H24.5.7	105	対象文書を保有する担当部局において、業務が著しく多忙であったため。
内閣府	原子力災害対策本部会議の出席者座 席表の不開示決定に関する件	H24.1.23	H24.5.7	105	対象文書を保有する担当部局において、業務が著しく 多忙であったため。
内閣府	特定職員が特定日に特定個人に送信したメールの不開示決定に関する件	H24.7.20	H24.10.22	94	対象文書を保有する担当部局への確認及び対応の 検討に時間を要したため。
内閣府	「PKOの在り方に関する懇談会」に関して管理している行政文書の一部不開示決定に関する件	H24.11.29	H25.3.29	120	開示決定等文書の量及び不開示情報が大量であったため。
総務省	「郵便物(例えば、普通郵便物、特殊便物、等)の郵便事故(例えば、紛失、毀損、誤配、遅配、等)の件数を記載した文書」 に関して不開示処分を不服とするもの	H24.5.21	H24.10.17	149	文書不存在に対する事案であり、当該文書の確認作業等に時間を要したほか、事案について慎重に検討を行ったため。
法務省	セカンダリ審査の実施に関する事務連 絡及び引渡基準等の開示文書に対して 不開示処分を不服とするもの	H22.7.9	H24.7.10	732	不服申立てに関する事務のほか、保有個人情報及び 行政文書の開示請求に関する業務、情報セキュリティ に関する事務、統計に係る事務を兼務しており、繁忙 であったため。
法務省	平成22年に西日本入国管理センターから発出された開示文書に関して不開示処分を不服とするもの	H22.9.13	H25.3.27	926	初動の対応が遅滞した上に、その後の平成24年7月 9日の改正入管法施行に伴い、想定を上回る大量の 保有個人情報開示請求がなされるようになり、極めて 繁忙となり、さらに対応が遅滞したため。
法務省	「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」に係る通知・通達、事務連絡に関する開示文書に関して不開示処分を不服とするもの	H23.3.7	H25.3.19	743	初動の対応が遅滞した上に、その後の平成24年7月 9日の改正入管法施行に伴い、想定を上回る大量の 保有個人情報開示請求がなされるようになり、極めて 繁忙となり、さらに対応が遅滞したため。
法務省	福岡局によって行われた立ち入り調査 に関して不開示処分を不服とするもの	H23.9.21	H25.3.14	540	初動の対応が遅滞した上に、その後の平成24年7月 9日の改正入管法施行に伴い、想定を上回る大量の 保有個人情報開示請求がなされるようになり、極めて 繁忙となり、さらに対応が遅滞したため。
法務省	入国·在留審査要領の開示請求に対し ての不開示処分を不服とするもの	H23.10.11	H25.3.7	513	初動の対応が遅滞した上に、その後の平成24年7月 9日の改正入管法施行に伴い、想定を上回る大量の 保有個人情報開示請求がなされるようになり、極めて 繁忙となり、さらに対応が遅滞したため。
法務省	難民認定事務取扱要領の開示請求に 対しての不開示処分を不服とするもの	H23.11.9	H25.2.18	467	初動の対応が遅滞した上に、その後の平成24年7月 9日の改正入管法施行に伴い、想定を上回る大量の 保有個人情報開示請求がなされるようになり、極めて 繁忙となり、さらに対応が遅滞したため。
外務省	施本1402号(COO)平成14年7月31日付にて防衛施設庁長官嶋口武氏より那覇防衛施設局長岡崎匠氏経由で送付されてきたAOC平成15年12月8日付文書「契約調達に係る調停結果の送付について」には、日米合同委員会において調停結果が承認されたと記載されているが右承認の文書の開示を請求致します。防衛施設庁よりの公文書2通添付します。	H22.7.12	H24.11.12	854	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著 しく多忙であったため。
外務省	外務省(日本政府)が米国NRC (Nuclear Regulatory Commission) (米国政府、アメリカ大使館経由ふくめ)に2011年3月11日直後(1ヶ月-2ヶ月内)わたしたSPEEDIデータとそれにともなった手紙、メールなどの関連情報文書すべてとそのやりとりすべて。	H24.5.1	H24.8.1	92	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	竹島問題につき、野田佳彦総理大臣が 韓国大統領あてに送った親書が返送され、外務省が平成24年8月24日(金) 受け取ったといわれる書面全部	H24.10.1	H25.2.1	123	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
厚生労働省	特定者が特定区域で働いた件の調査 結果に係る文書の一部開示決定に関 する件	H22.5.17	H24.8.31	837	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事 案が集中したこと及び所管業務が著しく繁忙であった ため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	特定保険医療機関に係る個別指導等 に関する文書の一部開示決定に関する 件	H23.10.14	H25.3.29	532	対象文書所管する担当課において、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が集中し、本件に専念する時間的余裕がなかったため。
厚生労働省	医療指導監査業務等実施要領(法令編)等の一部開示決定に関する件	H23.10.21	H25.3.29	525	対象文書所管する担当課において、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が集中し、本件に専念する時間的余裕がなかったため。
厚生労働省	「社会保険医療担当者の監査の実施に ついて」の不開示決定に関する件	H23.11.9	H25.3.29	506	対象文書所管する担当課において、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が集中し、本件に専念する時間的余裕がなかったため。
厚生労働省	特定会社特定工場におけるアスベストに関する文書の一部開示決定に関する件	H23.1.12	H24.4.2	446	対象文書を所管する担当課と情報公開担当課との間で事案を慎重に検討していたことから、処理に時間を要したため。加えて、所管業務についても著しく繁忙であったため。
厚生労働省	医療指導監査業務等実施要領(監査編)の一部開示決定に関する件	H24.6.8	H25.3.29	294	対象文書所管する担当課において、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が集中し、本件に専念する時間的余裕がなかったため。
厚生労働省	原爆被爆者対策基本問題懇談会議事 録の一部開示決定に関する件	H23.12.26	H24.9.6	255	不服申立て担当課(原課)において、慎重な検討を要したため。 また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	「居宅生活移行支援事業結果調べ」及び「居宅生活移行支援事業に係るアセスメントシート」の一部開示決定に関する件	H24.7.23	H24.11.30	130	対象文書を所管する担当課において、主として開示 請求・不服申立て事案の処理を行う者一名が複数の 業務を兼務しており、所管業務が著しく繁忙であった ため。
厚生労働省	三重県四日市市の特定医師に係る文 書の不開示決定に関する件	H24.6.12	H24.9.13	93	対象文書を所管する担当課において、主として開示 請求・不服申立の処理を行う者一名が、複数の業務 を兼務しており、所管業務が著しく多忙であったため。
厚生労働省	保険医療機関等の指導及び監査の実施状況報告書の一部開示決定に関する件	H24.7.30	H24.10.30	92	対象文書所管する担当課において、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が集中し、本件に専念する時間的余裕がなかったため。
国土交通省	特定事業者から受けた防耐火関連の構造方法等の認定に係る実態調査報告書の一部開示決定に関する件	H20.11.7	H24.11.1	1,455	不服申立て担当課(原課)において、不服申立ての事案が集中(9件)したため。また、不服申立人との内容確認に時間を要したこと及び防耐火関連の構造方法等の認定に関する調査の結果等の公表及びその後の対応などを随時行っており所掌業務が極めて繁忙であったため。
国土交通省	特定事業者から受けた防耐火関連の構造方法等の認定に係る実態調査報告 書に関する件	H21.9.10	H24.11.1	1,148	不服申立て担当課(原課)において、不服申立ての事案が集中(9件)したため。また、不服申立人との内容確認に時間を要したこと及び防耐火関連の構造方法等の認定に関する調査の結果等の公表及びその後の対応などを随時行っており所掌業務が極めて繁忙であったため。
国土交通省	特定事業者から受けた防耐火関連の構造方法等の認定に係る実態調査報告 書に関する件	H21.9.10	H24.11.1	1,148	不服申立て担当課(原課)において、不服申立ての事案が集中(9件)したため。また、不服申立人との内容確認に時間を要したこと及び防耐火関連の構造方法等の認定に関する調査の結果等の公表及びその後の対応などを随時行っており所掌業務が極めて繁忙であったため。
国土交通省	特定事業者から受けた防耐火関連の構造方法等の認定に係る実態調査報告 書に関する件	H21.9.10	H24.11.1	1,148	不服申立て担当課(原課)において、不服申立ての事案が集中(9件)したため。また、不服申立人との内容確認に時間を要したこと及び防耐火関連の構造方法等の認定に関する調査の結果等の公表及びその後の対応などを随時行っており所掌業務が極めて繁忙であったため。
国土交通省	特定事業者から受けた防耐火関連の構造方法等の認定に係る実態調査報告 書に関する件	H21.9.11	H24.11.1	1,147	不服申立て担当課(原課)において、不服申立ての事案が集中(9件)したため。また、不服申立人との内容確認に時間を要したこと及び防耐火関連の構造方法等の認定に関する調査の結果等の公表及びその後の対応などを随時行っており所掌業務が極めて繁忙であったため。
国土交通省	特定事業者から受けた防耐火関連の構造方法等の認定に係る実態調査報告 書に関する件	H21.10.14	H24.11.1	1,114	不服申立て担当課(原課)において、不服申立ての事案が集中(9件)したため。また、不服申立人との内容確認に時間を要したこと及び防耐火関連の構造方法等の認定に関する調査の結果等の公表及びその後の対応などを随時行っており所掌業務が極めて繁忙であったため。
国土交通省	特定事業者から受けた防耐火関連の構造方法等の認定に係る実態調査報告 書に関する件	H21.11.12	H24.11.1	1,085	不服申立て担当課(原課)において、不服申立ての事案が集中(9件)したため。また、不服申立人との内容確認に時間を要したこと及び防耐火関連の構造方法等の認定に関する調査の結果等の公表及びその後の対応などを随時行っており所掌業務が極めて繁忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
国土交通省	大臣性能認定工業化住宅認定図書記載の土塗壁同等第1号に関する文書の 不開示決定に関する件	H22.3.12	H25.1.17	1,042	不服申立て担当課(原課)において、不服申立ての事案が集中(9件)したため。また、不服申立人との内容確認に時間を要したこと及び防耐火関連の構造方法等の認定に関する調査の結果等の公表及びその後の対応などを随時行っており所掌業務が極めて繁忙であったため。
国土交通省	大臣性能認定工業化住宅認定図書記載の土塗壁同等第2号に関する文書の不開示決定に関する件	H22.3.12	H25.1.17	1,042	不服申立て担当課(原課)において、不服申立ての事案が集中(9件)したため。また、不服申立人との内容確認に時間を要したこと及び防耐火関連の構造方法等の認定に関する調査の結果等の公表及びその後の対応などを随時行っており所掌業務が極めて繁忙であったため。
国土交通省	特定鉄道にかかわる鉄道線路使用条件設定認可書等の一部開示決定に関する件	H22.7.27	H25.3.29	976	不服申立て担当課(原課)において、他の不服申立事案が1件あり、また、北総線に係る線路使用料及び運賃に関する訴訟対応、東日本大震災に伴う電力不足への対応、帰宅困難者問題への対応など所管業務が著しく繁忙であったため。
国土交通省	尖閣諸島沖中国漁船衝突事案に関する映像記録に係る複製、編集等に係る 文書の一部開示決定に関する件	H23.2.14	H24.7.19	521	不服申立て担当課(原課)において、文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に時間を要したため。また、関係部署との意見調整に諮問する直前まで時間を要したため。
国土交通省	国土交通大臣指定の指定確認検査機 関による共同住宅建築計画の確認処分 が東京都建築審査会の裁決により取り 消されたことについて報告を受けた文 書の一部開示決定に関する件	H23.8.1	H24.11.19	476	不服申立て担当課(原課)が、指定確認検査機関への立入検査他、建築基準法に関わる各種対応により著しく繁忙であったため。
国土交通省	特定年月日付け「宅地建物取引業法違反について」で照会したことについての職務遂行に係る情報の一切(本法5条1項1号のハ該当事項)の不開示決定の件	H23.11.15	H24.12.5	386	不服申立て担当課(原課)において、関係部署との調整等に諮問する直前まで時間を要したため。また、担当部署が所掌している宅地建物取引業法に係る相談及び指導監督等の業務が極めて繁忙であったため。
国土交通省	国交省所管の都市公園の内、地方公共 団体から許可を受けている者以外の者 が、施設運営している例の具体的な物 件と内容の分かる文書の不開示決定 (不存在)に関する件	H24.1.9	H24.7.19	192	行政不服審査法に基づき請求人に対して行った補正 の過程で時間を要したこと並びに不服申立て担当課 が第二次一括法に伴う都市公園法の改正及び都市 の低炭素化の促進に関する法律の立法等に係る各 種対応と重なったことなどにより、著しく繁忙であった ため。
国土交通省	用地買収における特定地番の「鑑定評価書」の不開示決定に関する件	H19.5.14	H25.3.1	2,118	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認に諮問する直前まで時間を要したため。
国土交通省	鉄道部特定課の行政文書ファイル「起 案簿(平成11年)の不開示決定(不存 在)に関する件	H22.2.16	H25.2.12	1,092	不服申立て事案が集中し、所管業務を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	特定鉄道事業者に対する特別監査等に係る文書の一部開示決定に関する件	H22.2.16	H25.3.6	1,114	不服申立て事案が集中し、所管業務を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	特定川施設廃止に関する文書の一部 開示決定に関する件	H22.3.2	H25.2.25		開示可否を精査すべき情報が膨大(補償額算定関係 資料約2,000枚)であり、不服申立て担当課(原課)に おいて対応の検討に時間を要したため。
国土交通省	関東運輸局総務部及び鉄道部門に関する行政文書ファイル管理簿に登載されていない行政文書の書誌的情報の一切の不開示決定に関する件	H22.4.27	H24.12.20	968	不服申立て担当課(官房総務課)が、他業務が著しく 繁忙であり、不服申立ての事務処理手続きを行うこと ができなかったため。
国土交通省	特定鉄道会社に係る平成18年度分の 保安監査関連文書の不開示決定に関 する件	H22.6.29	H25.3.6	981	不服申立て事案が集中し、所管業務を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	特定町丁目特定番地特定号西の公用廃止水路の現況と同地所確定図<昭和63年作図のもの>とがマッチングとの精査実施と証明出来る行政文書の不開示決定に関する件	H23.5.2	H24.4.18	352	不服申立て担当課(原課)において、関係者への確認 等、事実関係の確認に時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
国土交通省	特定ダムに関係する特定水系河川整備 検討委員会を第三者機関とする認識 だったのかを証明する文書の不開示決 定(不存在)に関する件	H23.7.20	H24.8.2	379	不服申立て担当課(原課)より処分庁への原処分の 内容確認及び情報公開窓口を含む関係部署間の意 見調整に時間を要したため。
国土交通省	特定水系における水資源開発基本計画 説明資料に関する開示決定処分(全部 開示)に関する件	H23.8.16	H24.10.3	414	処分庁において原処分を見直し、追加開示を行ったこと及び当該追加開示について審査請求が提起されたことを受け、諮問したため。 また、情報公開窓口を含む関係部署間の意見調整に時間を要したため。
国土交通省	特定法人が、同社に対して国民からの 関東地方整備局への苦情に基づき貴 局へ提出した報告書等の不開示決定 の件	H23.10.4	H24.4.26	205	不服申立て担当課(原課)において、原処分に関する 関係者への事実確認、開示によって生じる影響の検 討等に諮問する直前まで時間を要したため。また、担 当部署が所掌している宅地建物取引業法に係る相談 及び指導監督等の業務が極めて繁忙であったため。
国土交通省	特定法人が、同社に対して国民からの 関東地方整備局への苦情に基づき貴 局へ提出した報告書等の不開示決定 の件	H23.10.4	H24.4.26	205	不服申立て担当課(原課)において、原処分に関する 関係者への事実確認、開示によって生じる影響の検 討等に諮問する直前まで時間を要したため。また、担 当部署が所掌している宅地建物取引業法に係る相談 及び指導監督等の業務が極めて繁忙であったため。
国土交通省	ポストコーンの設置目的に係る不開示 (不存在)決定の件	H23.12.19	H24.6.7	171	不服申立て担当課(原課)において、関係者への確認 等、事実関係の確認に時間を要したため。
国土交通省	都市公園法第12条の使用許可に関す る起案文書の一部開示決定に関する件 (第三者)	H23.12.27	H24.6.25	181	行政不服審査法に基づき請求人に対して行った補正 及び審尋の過程で時間を要したこと並びに不服申立 て担当課が第二次一括法に伴う都市公園法の改正 及び都市の低炭素化の促進に関する法律の立法等 に係る各種対応と重なったことなどにより、著しく繁忙 であったため。
国土交通省	特定地での国際海上コンテナターミナル整備事業での国と東京都との間でやりとりした文書の不開示決定(不存在)に関する件	H24.1.10	H24.9.27	261	不服申し立て担当課(原課)において、関係機関との 事実確認等対応方法の検討に時間を要し、また国会 対応等の所管業務が繁忙であったため。
国土交通省	「平成23年度土木工事・業務委託等に おける諸経費動向調査業務」の政府調 達に係る関係書類の一部開示決定に 関する件	H24.3.12	H25.1.30	324	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要し、また通常所管業務に加え突発的な協議会事務局運営も重なり著しく繁忙であったため。
国土交通省	特定作業船衝突事件における裁決書に 関する部分開示の件	H24.3.23	H24.9.13	174	不服申立て担当課(原課)において、関係者への確認 等、事実関係の確認に時間を要したため。
国土交通省	特定作業船衝突事件における裁決書に 関する不開示の件	H24.3.23	H24.9.13	174	不服申立て担当課(原課)において、関係者への確認 等、事実関係の確認に時間を要したため。
国土交通省	特定水系における水資源開発基本計画 説明資料に関する開示決定処分(全部 開示)に関する件	H24.3.28	H24.10.3	189	情報公開窓口を含む関係部署間の意見調整に時間 を要したため。
運輸安全委員会	特定鉄道事故に係る口述聴取に関する 文書の一部開示決定に関する件	H24.1.4	H24.6.20	168	情報公開担当課において、所管業務が著しく多忙であったため。
海上保安庁	十一管区所属船全ての航海日誌(9月7日)	H23.2.9	H25.1.18	709	本件に係る不服申立ての情報公開・個人情報保護審 査会での審議状況を踏まえ再度判断を行ったため。
海上保安庁	海上警察力の対応事例に係る法的検 証	H24.5.28	H24.10.12	137	処分庁において、本件審査請求を受け、ホームページ 改修方針を含め原因調査を行っていたため。また、主 務課が24年度に発生した領海警備に関する対応に 忙殺されていたため。
海上保安庁	海上での普遍主義に基づく権限行使に 関する研究	H24.5.28	H24.10.30	155	処分庁において、本件審査請求を受け、ホームページ 改修方針を含め原因調査を行っていたため。また、主 務課が24年度に発生した領海警備に関する対応に 忙殺されていたため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
海上保安庁	海賊対策ならびに海の法執行機関を中心とした多国間連携体制の構築に向けての研究	H24.5.28	H24.10.12	137	処分庁において、本件審査請求を受け、ホームページ 改修方針を含め原因調査を行っていたため。また、主 務課が24年度に発生した領海警備に関する対応に 忙殺されていたため。
海上保安庁	海上における執行措置等海上保安業務の多角的分析に関する研究(20年ユニット)	H24.6.13	H25.1.17	218	処分庁において、本件審査請求を受け、ホームページ 改修方針を含め原因調査を行っていたため。また、主 務課が24年度に発生した領海警備に関する対応に 忙殺されていたため。
海上保安庁	公海警察権に関する調査研究	H24.6.13	H25.1.17	218	処分庁において、本件審査請求を受け、ホームページ 改修方針を含め原因調査を行っていたため。また、主 務課が24年度に発生した領海警備に関する対応に 忙殺されていたため。
海上保安庁	継続追跡権の行使と我国法令違反・武 器使用に関する研究	H24.6.13	H25.1.17	218	処分庁において、本件審査請求を受け、ホームページ 改修方針を含め原因調査を行っていたため。また、主 務課が24年度に発生した領海警備に関する対応に 忙殺されていたため。
海上保安庁	警察力の対応事例に係る法的検証	H24.5.28	H24.10.12	137	処分庁において、本件審査請求を受け、ホームページ 改修方針を含め原因調査を行っていたため。また、主 務課が24年度に発生した領海警備に関する対応に 忙殺されていたため。
海上保安庁	東南アジア諸国海上保安機関の発展等 にかかる調査研究	H24.5.28	H24.10.12	137	処分庁において、本件審査請求を受け、ホームページ 改修方針を含め原因調査を行っていたため。また、主 務課が24年度に発生した領海警備に関する対応に 忙殺されていたため。
海上保安庁	大規模テロ事案等、警察力の対応事例に係る法的検討	H24.5.28	H24.10.12	137	処分庁において、本件審査請求を受け、ホームページ 改修方針を含め原因調査を行っていたため。また、主 務課が24年度に発生した領海警備に関する対応に 忙殺されていたため。
海上保安庁	工作船事案及び国際テロ対処に係る法 的検討	H24.5.28	H24.10.12	137	処分庁において、本件審査請求を受け、ホームページ 改修方針を含め原因調査を行っていたため。また、主 務課が24年度に発生した領海警備に関する対応に 忙殺されていたため。
海上保安庁	海上警察権のあり方に関する有識者会 議に関して綴られた文書の全て	H24.8.4	H24.11.20	108	主務課が24年度に発生した領海警備に関する対応に忙殺されていたため。
海上保安庁	中国漁船による海上保安庁巡視船への 衝突事案に関して海保が記録したビデ オテープの画像内容を文書化した記録 の全て	H24.8.4	H24.11.22	110	主務課が24年度に発生した領海警備に関する対応に忙殺されていたため。
海上保安庁	中国漁船による海上保安庁巡視船への 衝突事案に関して海保が記録したビデ オテープの全て	H24.8.15	H24.11.22	99	主務課が24年度に発生した領海警備に関する対応に忙殺されていたため。
防衛省	「自衛隊の原子力災害派遣に関する訓令」第15条に基づき、原子力災害派遣実施部隊の長から防衛大臣が受領した「報告」に該当するもの全て。	H23.11.8	H24.11.28	386	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	情報本部分析部「一般分析」全文。 * 開示対象文書は2010.1.4-本本B 927と同じ。電子データが存在すればそれ を希望。	H24.2.17	H25.1.31	349	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	学習資料・想定「特定作戦想定」。 * 最新改訂版があればそちらを希望。	H23.11.22	H24.6.18	209	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	「情勢08-008」(作成者:防衛省防衛 政策局調査課戦略情報分析室)と同様 の性格を持った行政文書ファイルで2011 年に作成・取得されたもの(2011.8.1 一本本B454で特定された以降のもの)。	H24.1.11	H24.10.10	273	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	駐在武官等との接触について(通達)」(防防調等7013号 12.12.1)「7 資料等の提供に当たっての事前了解等」に基づき、各機関が行った各国駐在武官等への資料等の提供状況についての報告結果。*対象期間は平成13年4月1日~平成23年12月末。報告結果がデータベース化されていればその電子データの提供を希望。	H24.2.17	H24.9.26	222	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
防衛省	「外国政府に対する秘密の提供について (通達)」(平成15年防防調第2144号) に基づいて外国政府に対して行われた秘密の提供の事例を示す文書。 *期間は 開始から平成23年12月末まで。対象は 庁秘訓令第2条第1項に規定する秘密 及び自衛隊法第96条の2第1項に規定 する防衛秘密の双方。一覧のような文書 があればそれを希望。	H24.2.17	H24.9.12	208	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	情報本部分析部「一般分析」全文。 * 対象期間は2010年1月1日~2011年 12月末日。(2010年)	H24.3.21	H24.9.24	187	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	情報本部分析部「一般分析」全文。 * 対象期間は2010年1月1日~2011年 12月末日。(2011年)	H24.3.21	H24.9.24	187	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	請求受付番号:2011.4.26-本本B 149で特定された文書と同種の文書で、 防官文第12843号で特定された以降に 作成ないし取得された文書の全て。* 「行政機関の保有する情報の公開に関す る法律施行令」別表でいう「七 電磁的記 録」があれば、それを希望。	H24.3.27	H24.11.28	246	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	第4施設団命題訓練「Q権限下における、1コECoによる原子力発電所の防護要領」に関する全文書。 * 開示対象文書は、2005. 9. 15 - 送請176と同じ。	H23.11.22	H24.4.20	150	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	「対特殊武器戦」の各課程(OCC、BO C、AOC、FOC)において、陸幕から参考 配付された教育資料。	H24.1.5	H24.6.1	148	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	陸自内データベース(データベース内容 「CGLLDB(教訓)」)のうち「米軍資料」に 該当するものの件名一覧。 ※「行政機 関の保有する情報の公開に関する法律施 行令」別表でいう「七 電磁的記録」があ れば、それを希望。	H24.1.5	H24.6.14	161	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	学習資料「国際人道法」。 * 最新改訂版があればそちらを希望。	H23.11.22	H24.4.11	141	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	『陸幕だより』2011年10月発行分。	H24.1.11	H24.5.11	121	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	『陸幕だより』2011年10月発行分。	H24.1.11	H24.5.11	121	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝 鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の 地域、及び、軍事科学技術に関する情報 資料(2011年10月分)及び当該記事 一覧。	H24.1.11	H24.5.11	121	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	基礎情報隊が作成したロシア、中 国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリ カ、その他の地域、及び、軍事科学 技術に関する情報資料(2011年 10月分)及び当該記事一覧。	H24.1.30	H24.5.11	102	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	「対特殊武器戦」の各課程(OCC、BO C、AOC、FOC)において、陸幕から参考 配付された教育資料。	H24.2.16	H24.6.1	106	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	「他の情報」(平成23年度(行情)答申第 50号4頁)に該当するもの全て。	H24.4.3	H25.1.28	300	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	「東南アジアにおける海上安全保障を中心とした非伝統的安全保障分野に係る能力構築支援に関する調査研究」。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.5.8	H24.11.20	196	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
防衛省	「自衛隊の行動の円滑化に関する法則」の庶務担当部局が「行政文書ファイル等」 (防衛省行政文書管理規則(平成23年 防衛省訓令第15号))として管理している 行政文書の全て。 *「行政機関の保有 する情報の公開に関する法律施行令」別 表でいう「七 電磁的記録」があれば、それ を希望。	H24.6.12	H25.1.15	217	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	2011年1月1日~12月末日間に発令された航空幕僚長通達の一覧。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.4.10	H24.9.14	157	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	派遣海賊対処行動航空隊の成果報告書(対象文書は派遣第1次隊〜現在まで)。*資料の性格としては「イラク復興支援派遣輸送航空隊第15期活動成果報告」(2009.7.21ー本本B295)と同様のもの。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.7.31	H25.1.9	162	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	「電話番号簿(自動即時用)」。 * 現時 点で最新版のもの。「行政機関の保有す る情報の公開に関する法律施行令」別表 でいう「七 電磁的記録」があれば、それを 希望。	H24.8.14	H25.1.29	168	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	派遣海賊対処行動航空隊(1次)の成果 報告書。 * 資料の性格としては「イラク 復興支援派遣輸送航空隊第15期活動 成果報告」(2009.7.21-本本B295)と同様 のもの。	H24.8.14	H25.1.9	148	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	情報本部分析部「一般分析」全文。 * 対象期間は2010年1月1日~2011年 12月末日。(2010年)	H24.5.15	H24.9.24	132	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	情報本部分析部「一般分析」全文。 * 対象期間は2010年1月1日~2011年 12月末日。(2011年)	H24.5.15	H24.9.24	132	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	「軍事衛星の開発動向等に関する調査研究」。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.6.12	H24.10.5	115	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	「日米安全保障協議委員会共同発表」 (2012年4月27日)に関して「行政文書ファイル等」(防衛省行政文書管理規則(平成23年防衛省訓令第15号))として管理されている文書の全て。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.6.12	H24.10.12	122	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	田中前大臣と森本新大臣の事務引き継 ぎに係る関連文書の全て。	H24.7.18	H24.11.20	125	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	「自行賊命」の全て。 * 開示対象文書 は平成23年度(行情)答申第286号(1 1.9.30)と同じ。	H24.8.14	H24.11.29	107	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	「平成23年度自衛隊施設の津波対策に係る調査業務」。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.9.19	H25.1.9	112	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
防衛省	海上幕僚監部(特に法務室)において、平成20年4月、いわゆる「リスト新潟訴訟」(平成14年(ワ)第514号損害賠償請求事件)が最高裁判所の上告棄却により確定した後、防衛省内局担当者(おそらく大臣官房訟務管理官)から防衛省歳入徴収官(経理装備局会計課)宛に発せられた、リスト配布者に対する求償債権が発生した旨の「債権発生通知」(「国の債権の管理等に関する法律」第12条)の阻止(求償の阻止)のために作成した文書。弁護士等に意見照会した場合にはその文書及び回答。	H24.10.17	H25.1.31	106	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	住宅防音工事関係 沖縄防衛局で採用された防音建具の性能(機密・耐風圧ほか)が記載された公的 試験成績書をの文書及びカタログ又は 詳細図(各サッシメーカー全て) 試験成績書で採用された防音建具の規格を超えたものを使用する際の基準を定めた文書 沖縄防衛局以外の他局の採用基準(試験成績書によらない方式)と比較した文書沖縄防衛局長が仕方書により難い事項について地方協力局長に協議し、回答を得た文書	H24.11.28	H25.3.26	118	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。

### ○ 調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てから既に90日超を経過しているもの(資料8)

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
警察庁	全国自殺統計ファイル(平成19年から 23年分) 【計5件】	H24.8.9	234	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要しているため。	
警察庁	1 平成14年3月28日の参議院経済産業委員会に係る会議録 2 「ぱちんこ営業と風営法上の規制」と題する資料	H24.8.9	234	処分庁における原処分を見直し、追加開示を行った 上で諮問する予定であるため。	
法務省	平成21年新司法試験考査委員会議の 内容に係る文書の不開示決定に関する 件	H23.12.5	482	ー年を通して、試験の実施及び翌年の試験の実施準備を行っており、情報公開を担当する係の業務が著し く多忙であったため。	H25.5.24 審査会へ諮 問
法務省	平成23年司法試験予備試験における (1)論文式試験の科目別得点別人員調 (2)法科大学院別の修了者の合格者数	H24.3.2	374	ー年を通して、試験の実施及び翌年の試験の実施準備を行っており、情報公開を担当する係の業務が著し く多忙であったため。	H25.4.9 審査会へ諮 問
法務省	帰化事件処理要領の不開示決定に対 する不服申立て	H23.1.4	817	不服申立人から書類を追送する旨の連絡があり、その追送を待っていたため(こちらから連絡をした際に、書類の追送があるまで処理を進めない旨を伝え、不服申立人は了承した。)	
法務省	昭和59年12月14日付け法務省管警 第386号入国管理局長通達「入国警備 官護送要領の制定について」等の一部 不開示処分を不服とするもの	H24.1.13	443	初動の対応が遅滞した上に、その後の平成24年7月 9日の改正入管法施行に伴い、想定を上回る大量の 保有個人情報開示請求がなされるようになり、極めて 繁忙となり、さらに対応が遅滞したため。	
法務省	名古屋局によって行われた調査に関し て不開示処分を不服とするもの	H24.5.8	327	初動の対応が遅滞した上に、その後の平成24年7月 9日の改正入管法施行に伴い、想定を上回る大量の 保有個人情報開示請求がなされるようになり、極めて 繁忙となり、さらに対応が遅滞したため。	
外務省	便宜供与に関する会計関連文書(特定 公館,特定期間)。 【計8件】	H16.2.10	3,337	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定期間の沖縄米4軍部隊の毎年ごと の設置状況とその変遷一切(空軍,海 軍,陸軍,海兵隊4軍それぞれ)。	H16.4.20	3,267	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	弾道ミサイル防衛関連文書。 【計2件】	H17.2.28	2,953	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	地位協定 施設・区域の附表改正(手続き)。	H17.2.28	2,953	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	日米相互協力・安全保障条約関係 第 6条に基づく地位協定関係。	H17.2.28	2,953	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	日米繊維協議 1970年11月1日	H19.3.28	2,195	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	北朝鮮の核兵器開発問題。	H16.6.21	3,205	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	平成16年8月に北京で開かれた日朝 実務者協議において安否不明の拉致 被害者に関する北朝鮮側に渡した質問 状の控え及び同月以外で安否不明の 拉致被害者に関する北朝鮮側に渡した 質問状の控え	H16.9.25	3,109	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「北朝鮮関連資料集」*2003年7月11日 付情報公開第01250号で開示されたも のから更に改定ないし更新されたもの があればその最新版。	H17.5.27	2,865	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「朝鮮半島をめぐる動き」(06年4月6日 付『朝日』紹介)。	H18.5.29	2,498	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定時期の特定国会議員について特定公館にかかる会計文書 【計2件】	H18.8.17	2,418	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	06年6月11日付『読売』(第14版第1 面)が報じた外務省がまとめた諜報工 作対応強化策のすべて	H18.9.25	2,379	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	平成18年7月1日現在で、外務省が保 有するワインリストの最新版	H18.9.19	2,385	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定時期の特定国会議員について特定公館にかかる会計文書 【計2件】	H18.9.28	2,376	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定公館で平成13年度に支出された 「報償費」に関する支出決裁文書。 【計10件】	H21.5.29	1,402	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	外務省が特定期間に消費した, ワイン の本数, 金額, 銘柄, 消費理由に関す る資料。	H20.1.31	1,886	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省と米大使館との間の,砂川事件 の裁判に関する協議にかかる文書すべ て。	H21.7.8	1,362	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成21年9月分および10月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H22.3.19	1,108	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成21年11月分および12月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H22.5.27	1,039	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年1月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H22.6.18	1,017	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年3月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H22.8.30	944	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年4月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H22 Q 27	916	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年5月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H22.10.8	905	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年6月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて [計2件]	H22.11.4	878	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年7月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H22.11.4	878	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年2月分の報賞費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H22.10.29	884	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年8月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H22.12.17	835	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年9月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて [計2件]	H23.2.4	786	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年10月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H23.2.4	786	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年11月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1.支出計算書のすべて 2.支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H23.2.28	762	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年12月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1.支出計算書のすべて 2.支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H23.4.22	709	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成23年1月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1.支出計算書のすべて 2.支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H23.5.20	681	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成23年2月分及び3月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書1、支出計算書のすべて2、支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書ががみ、本文部分および添付資料)のすべて【計2件】	H23.8.2	607	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外交記録公開推進委員会第6回会合に おいて報告・検討の対象となった外交記 録文書ファイルの件名一覧	H24.6.11	293	調整事項につき申立人からの返答が無かった為	H25.4.14 異議申立て 取下げ
外務省	外交記録公開推進委員会第6回会合に おいて報告・検討の対象となった外交記 録文書ファイルの件名一覧	H24.10.1	181	調整事項につき申立人からの返答が無かった為	H25.4.14 異議申立て 取下げ
外務省	「韓国人移入労務者数について」[北東アジア課] S37.2	H24.10.10	172	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	H25.5.22 審査会へ諮 問

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定歯科及び特定歯科医師に関する資料等に係る一部開示決定に関する件	H24.6.4	300	対象文書所管する担当課において、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が集中し、本件に専念する時間的余裕がなかったため。	H25.5.30 審査会へ諮 問
国土交通省	特定事件番号 建築確認処分取消請求 事件に関連して、特定指定確認検査機 関であるから受けた文書の不開示決定 に関する件	H19.5.1	2,161	不服申立て担当課が建築基準法令等の改正及び円 滑施行に係る各種対応と重なったことなどにより、著し く繁忙であるため。	
国土交通省	保安連絡会議資料(平成17年度)の一部開示決定に関する件	H22.7.20	985	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が13件集中し、所管業務(東日本大震災の検証業務、省令改正業務等)を含め著しく繁忙であるため。	
国土交通省	移管記録の廃棄に関する記録の不開 示決定に関する件	H23.7.20	620	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が6件集中し、公益法人の見直しに係る各種対応や国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であるため。	
国土交通省	行政文書ファイル「保安連絡会議資料 平成17年度」にまとめられた資料等11 件の一部開示決定に関する件	H23.12.14	473	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が13件集中し、所管業務(東日本大震災の検証業務、省令改正業務等)を含め著しく繁忙であり、関係機関との事実関係等、対応方法の検討に時間を要しているため。	
国土交通省	鉄道局特定室の行政文書ファイル「平成17年度起案綴り」の一部等を不開示とした件	H23.12.14	473	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が13件集中し、所管業務(東日本大震災の検証業務、省令改正業務等)を含め著しく繁忙であり、関係機関との事実関係等、対応方法の検討に時間を要しているため。	
国土交通省	特定事件番号 損害賠償請求事件に関する不開示決定(存否応答拒否)の件	H24.4.25	340	当該開示請求担当係が訴訟事務で著しく繁忙であったため。 なお、H25.3.28付けで情報公開・個人情報保護審査会へ諮問にかけたところ。	
国土交通省	「保安監査 平成17年度及び18年度」の 一部開示決定に関する件	H24.7.4	270	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が6件集中し、公益法人の見直しに係る各種対応や 国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であるため。	
国土交通省	「業務監査」文書の不開示決定(不存在)に関する件	H24.7.4	270	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が6件集中し、公益法人の見直しに係る各種対応や国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であるため。	
国土交通省	「行政文書ファイル管理簿のうち、大臣官房に係る、組織令18、20、21条に定める組織に係る、平成21年度」の不開示決定(不存在)に関する件	H24.9.10	202	不服申立て担当課(原課)が、他業務(政権交代に伴う大臣等交替業務)が著しく繁忙であり、不服申立ての事務処理手続きを行うことができなかったため。	
国土交通省	「行政文書ファイル管理簿のうち、大臣官房(営繕部を除く)に係る、平成21年度」の不開示決定(不存在)に関する件	H24.9.10	202	不服申立て担当課(原課)が、他業務(政権交代に伴う大臣等交替業務)が著しく繁忙であり、不服申立ての事務処理手続きを行うことができなかったため。	
国土交通省	特定委員会等に係る文書の一部開示決定に関する件	H24.11.12	139	不服申し立て担当課(原課)において、関係機関との 事実確認等、対応方法の検討に時間を要しているた め、及び国会対応等所管業務を含め著しく繁忙である ため。	
国土交通省	特定委員会等に係る文書の不開示決定に関する件	H24.11.12	139	不服申し立て担当課(原課)において、関係機関との 事実確認等、対応方法の検討に時間を要しているた め、及び国会対応等所管業務を含め著しく繁忙である ため。	
国土交通省	特定物件に関連して都道府県から受けた文書の不開示決定に関する件	H18.12.6	2,307	不服申立て担当課(原課)において、建築基準法令規定に関する調査の公表及び対応などを随時行っており所管業務が著しく繁忙であることから、検討に時間を要しているため。	
国土交通省	特定道路危険物処理に関する有識者 委員会資料の開示決定に関する件	H19.7.11	2,090	関係資料すべてが、東京地検に押収されていたため、該当する資料不在となっていたところであるが、現在、諮問手続きについて準備を進めているところ。	
国土交通省	特定トンネルに関するすべての情報に係る文書の一部開示決定に関する件	H20.5.13	1,783	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	建設業法に基づく報告聴取文書及び同文書により関係建設会社から報告を受けた文書の一部開示決定に関する件	H20.11.5	1,607	処分庁における原処分の見直し、追加開示を行ったことをもって諮問をする予定であるため。また、不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	特定工事設計書のうち、1次単価表参 考資料の不開示決定(不存在)に関す る件	H21.6.10	1,390	不服申立て担当課(原課)において、関係部署との意見調整に時間を要していること及び直轄土木請負工事の予定価格の積算に使用している積算基準の改訂作業や新たな積算方式の検討等の所掌業務が極めて繁忙であるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	指定整備事業者の監査結果等の不開 示決定(不存在)に関する件	H21.9.18	1,290	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案 が約15件集中し、当該不服申し立て事案15件は関 連しており、一連の対象文書が約120文書あり、確認 に時間を要している。	
国土交通省	特定地番の公衆用道路に係る文書の 不開示決定に関する件	H21.9.28	1,280	不服申立て担当課(原課)において、関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要しているため。また、国有財産決算業務、財務諸表基礎資料の作成及びその他個別案件対応等に著しく繁忙であるため。	
国土交通省	事業者が支局に提出した指定整備記録 簿と精算書の行政文書(照合結果報 告)の不開示決定(不存在)に関する件	H21.11.18	1,229	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が約15件集中し、当該不服申し立て事案15件は関連しており、一連の対象文書が約120文書あり、確認に時間を要している。	
国土交通省	指定自動車整備事業者監査結果報告 書に関連する中部運輸局三重運輸支 局記作成書面の不開示決定(不存在) に関する件	H21.12.21	1,196	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案 が約15件集中し、当該不服申し立て事案15件は関 連しており、一連の対象文書が約120文書あり、確認 に時間を要しているため。	
国土交通省	特定トンネルに関する交渉記録、関係 書類、担当者の引き継ぎ書の一部開示 に関する件	H22.2.16	1,139	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	指定自動車整備事業者が作成した報告書において、特定の支店における受理簿未記載精算(架空整備・架空請求)に関わる行政庁としての処分を行った行政文書の不開示決定(不存在)に関する件	H22.3.30	1,097	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が約15件集中し、当該不服申し立て事案15件は関連しており、一連の対象文書が約120文書あり、確認に時間を要しているため。	
国土交通省	特定事業者の監督等を行う運輸支局が 当該事業者の主張を認めた根拠となる 証拠物件等の不開示決定(不存在)に 関する件	H22.6.3	1,032	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案 が約15件集中し、当該不服申し立て事案15件は関 連しており、一連の対象文書が約120文書あり、確認 に時間を要しているため。	
国土交通省	平成17年度以前に開催された保安監査会議の議事録等の不開示決定(不存在)に関する件	H22.6.29	1,006	不服申立て担当課(原課)において、文書の不存在に 対する事案であり、当該文書の探索作業の他事実関 係の確認に時間を要しているため。	
国土交通省	特定会社が行った特定営業所以外の 全ての営業所に関する調査の報告書等 の不開示決定(不存在)に関する件	H22.7.14	991	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案 が約15件集中し、当該不服申し立て事案15件は関 連しており、一連の対象文書が約120文書あり、確認 に時間を要しているため。	
国土交通省	復原性計算書等の不開示決定に関す る件	H22.8.16	958	不服申立て担当課(原課)において、原処分に関する 関係者への事実確認、開示によって生じる影響の検 討等に時間を要しているため。また、不服申立て後に 処分の一部変更があったため、当該変更で争点が消滅したかを審尋書で確認し、処分庁に弁明書の提出 を求め、当該弁明書を審査請求人に送付しており、処 分庁及び審査請求人との調整に時間を要しているた め。	
国土交通省	特定工事に係る工事設計書等の一部 開示決定に関する件	H22.8.27	947	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が約15件集中し、当該不服申し立て事案15件は関連しており、一連の対象文書が約120文書あり、確認に時間を要しているため。	
国土交通省	特定道路工事に関する文書(不動産鑑 定評価書、時点地価修正率算定調書 等)の一部不開示決定に関する件	H23.2.22	768	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要していたため。	H25.4.1 審査会へ諮 問
国土交通省	特定道路工事に関する文書(補償調書、評価説明書等)の一部不開示決定に関する件	H23.2.22	768	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要していたため。	H25.4.1 審査会へ諮 問
国土交通省	特定道路の工事続行に関し、請負会社 と交わした合意書等の一部開示決定に 関する件	H23.3.4	758	不服申立て担当課(原課)において、不服申立人との 調整に時間を要しているため。また、工事契約統計資 料の作成等の所管業務が著しく繁忙であるため。	
国土交通省	特定環状南線の特定区間のトンネルに 50M×50Mの開口部を設けた際の設計 資料一式の不存在に関する件	H23.4.27	704	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	特定事業者による誤請求等の案件に関する聞き取り内容を記載した回覧文書 等を不開示決定(不存在)とした件	H23.6.15	655	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案 が約15件集中し、当該不服申し立て事案15件は関 連しており、一連の対象文書が約120文書あり、確認 に時間を要しているため。	
国土交通省	特定地番における特定道路一般部の本 復旧工事及び特定共同溝立坑(TB)に 関する工事に係る文書の不開示決定 (不存在)に関する件	H23.7.8	632	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	特定市特定町丁目特定番地地先における水路移設工事の趣旨、目的或いは細かい移設工事仕様書等に係る文書の不開示決定(不存在)に関する件	H23.7.11	629	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	特定事業者による誤請求等の案件に関する文書の不開示決定(不存在)に関する件	H23.7.19	621	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が約15件集中し、当該不服申し立て事案15件は関連しており、一連の対象文書が約120文書あり、確認に時間を要しているため。	
国土交通省	土地売買契約書 平成13年度に特定個人が豊岡河川国道事務所に土地を売却した契約書の不開示決定(不存在)に関する件	H23.8.4	605	不服申立て担当課(原課)より処分庁への原処分の内容確認に時間を要したため。また、情報公開窓口を含む関係部署間の意見調整に時間を要しているため。	
国土交通省	平成17年度の関東運輸局鉄道部特定 課等の復命諸等の開示決定の件	H23.8.26	583	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が6件集中し、公益法人の見直しに係る各種対応や国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であるため。	
国土交通省	平成17年度の関東運輸局鉄道部特定 課等の復命書以外の文書の不開示決 定(不存在)の件	H23.8.26	583	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が6件集中し、公益法人の見直しに係る各種対応や国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であるため。	
国土交通省	特定鉄道線特定駅駅の鉄道施設変更 認可書等の一部開示決定の件	H23.8.26	583	不服申立て担当課(原課)において、関係機関との事 実確認等、対応方法の検討に時間を要しているため。	
国土交通省	特定鉄道線特定駅の信号施設変更等 に関する鉄道施設変更認可申請書等 の不開示決定(不存在)の件	H23.8.26	583	不服申立て担当課(原課)において、関係機関との事 実確認等、対応方法の検討に時間を要しているため。	
国土交通省	平成21年度ATS調査報告等の一部開 示決定に関する件	H23.11.17	500	不服申立て担当課(原課)において、関係機関との事 実確認等、対応方法の検討に時間を要しているため。	
国土交通省	平成20年度以前のATS調査報告等の 不開示決定(不存在)に関する件	H23.11.17	500	不服申立て担当課(原課)において、関係機関との事 実確認等、対応方法の検討に時間を要しているため。	
国土交通省	関東運輸局の行政文書ファイル管理簿 のうち鉄道部特定課の行政文書ファイ ル「平成17年度車両関係統計調査等 (延長分)」に関する部分の全部開示決 定に関する件	H23.11.17	500	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。また、石勝線脱線火災事故に係る各種対応と重なったことなどにより、著しく繁忙であるため。	
国土交通省	関東運輸局鉄道部特定課の行政文書 ファイル「平成17年度車両関係統計調 査等(延長分)」等の不開示決定(不存 在)に関する件	H23.11.17	500	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。また、石勝線脱線火災事故に係る各種対応と重なったことなどにより、著しく繁忙であるため。	
国土交通省	未完成の巨大堤防に係る不開示(不存 在)決定の件	H24.1.4	452	不服申立て担当課(原課)において、処分庁への原処分の内容確認に時間を要したため。また、処分庁において原処分を見直し、追加開示を行ったことをもって諮問する予定であるため。	
国土交通省	関東運輸局鉄道局の保有する平成18 年度受付件名簿の一部開示決定に関 する件	H24.2.2	423	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が6件集中し、公益法人の見直しに係る各種対応や国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であるため。	
国土交通省	特定建築物の対策技術検討委員会配 布資料に関する部分開示決定に関する 件	H24.2.27	398	不服申立て担当課が建築基準法令等の改正及び円 滑施行に係る各種対応と重なったことなどにより、著し く繁忙であるため。	
国土交通省	中部運輸局長が行った行政文書不開 示決定(不存在)に関する件(その1)	H24.2.29	396	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案 が約15件集中し、当該不服申し立て事案15件は関 連しており、一連の対象文書が約120文書あり、確認 に時間を要しているため。	
国土交通省	中部運輸局長が行った行政文書不開 示決定(不存在)に関する件(その2)	H24.2.29	396	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が約15件集中し、当該不服申し立て事案15件は関連しており、一連の対象文書が約120文書あり、確認に時間を要しているため。	
国土交通省	中部運輸局長が行った行政文書不開 示決定(不存在)に関する件	H24.3.8	388	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が約15件集中し、当該不服申し立て事案15件は関連しており、一連の対象文書が約120文書あり、確認に時間を要しているため。	
国土交通省	中部運輸局長が行った行政文書不開 示決定(不存在)に関する件	H24.3.21	375	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が約15件集中し、当該不服申し立て事案15件は関連しており、一連の対象文書が約120文書あり、確認に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	特定道路舗道設置工事についてのすべ ての情報に関する部分開示決定の件	H24.3.26	370	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	特定3工事の積算時に作成した材料単価表に関する不開示決定の件	H24.5.29	306	不服申立て担当課(原課)において、関係部署との意見調整に時間を要していること及び直轄土木請負工事の予定価格の積算に使用している積算基準の改訂作業や新たな積算方式の検討等の所掌業務が極めて繁忙であるため。	
国土交通省	平成21年2月・12月等現在に至るまで の点検状況が分かる資料等の行政文 書に関する部分開示に関する件	H24.6.11	293	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	落石・土砂崩れ等による特定地の点検 状況が分かる道路巡回日誌に関する不 開示決定(不存在)に関する件	H24.7.10	264	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	特定道路特定地区舗道整備工事における避難所の新築に掛かった費用及び宅地造成規制区域内に3メートルほど一時盛った造成工事に対する地元自治体との協議文書又は申請許可文書に関する不開示決定(不存在)に関する件	H24.7.10	264	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	特定トンネル工事における写真データ の部分開示決定に関する件	H24.9.24	188	担当課(原課)において、所管する業務が著しく繁忙であったことから申し立てから約190日間要したため。	
国土交通省	特定トンネル工事における監理技術者変更について事務所長から注意した際の「ロ頭による指示等」に関する書面の不開示決定(存否応答拒否)に関する件	H24.10.12	170	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容について慎重な検討が必要であり、また、他の開示請求との整合性の検証に時間を要しているため。	
国土交通省	運輸に関する協定書に添付されている 契約書等の一部開示に関する件	H24.11.5	146	不服申し立て担当課(原課)において、関係機関との 事実確認等、対応方法の検討に時間を要しているため、及び国会対応等所管業務を含め著しく繁忙である ため。	
国土交通省	特殊車両通行許可申請書一式の一部 開示決定に関する件(その1)	H24.11.12	139	不服申立て担当課が道路法等の改正及び大型車両 の道路利用適正化に係る各種対応と重なったことな どにより、著しく繁忙であるため。	
国土交通省	特殊車両通行許可申請書一式の一部 開示決定に関する件(その2)	H24.11.12	139	不服申立て担当課が道路法等の改正及び大型車両 の道路利用適正化に係る各種対応と重なったことな どにより、著しく繁忙であるため。	
国土交通省	特定交差点での右左折の安全が確認 できるものの不開示決定(不存在)に関 する件	H24.11.12	139	不服申立て担当課が道路法等の改正及び大型車両 の道路利用適正化に係る各種対応と重なったことな どにより、著しく繁忙であるため。	
国土交通省	特定設計業務(見積検討資料、見積一 覧等)の一部開示決定に関する件	H24.11.21	130	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	平成年度特定道路特定工事において 土地不法占有事案について、発注者及 び施工業者が作成した報告書、対応を 協議した会議録及び決裁文書の一部開 示決定に関する件	H24.12.6	115	不服申立て担当課(原課)より処分庁への原処分の内容確認及び追加開示の対象となる文書の特定、情報公開窓口を含む関係部所間との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2011年1月1日~6月末日間に発令された海上幕僚長通達の一覧。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H23.10.24	524	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「外国語翻訳」(要求番号:分-4-22 -38)。(その14~その17)(その14)	H23.10.31	517	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「外国語翻訳」(要求番号:分-4-22 -38)。(その14~その17)(その15)	H23.10.31	517	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「外国語翻訳」(要求番号:分-4-22 -38)。(その14~その17)(その16)	H23.10.31	517	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「外国語翻訳」(要求番号:分-4-22 -38)。(その14~その17)(その17)	H23.10.31	517	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「外国語翻訳」(その3)(支出負担行為 担当官 防衛省情報本部 会計課長)。	H23.10.31	517	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整 に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	「外国語翻訳」(その5)(支出負担行為 担当官 防衛省情報本部 会計課長)。	H23.10.31	517	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「外国語翻訳」(その4)(支出負担行為 担当官 防衛省情報本部 会計課長)。	H23.10.31	517	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	主要国におけるサイバー攻撃への取り組みの動向に関する調査研究。	H23.10.31	517	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「記者クラブ勉強会資料等」に該当する全 文書(対象期間:2011年7月1日~9 月末日)。 *「行政機関の保有する情 報の公開に関する法律施行令」別表でい う「七 電磁的記録」があれば、それを希 望。	H23.11.8	509	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「防衛法制」の各課程(OCC、BOC、A OC、FOC)において、陸幕から参考配付 された教育資料。	H23.11.15	502	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2011年1月1日~6月末日間に発令された陸上幕僚長通達の一覧。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H23.11.15	502	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2011年1月1日~6月末日間に発令された海上幕僚長通達の一覧。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H23.11.15	502	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『陸幕だより』2011年8月発行分。	H23.11.15	502	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「北朝鮮の弾道ミサイルと我が国の安全保障:技術的・拡散的・外交的・複合的脅威の評価と対策に関する試論」。	H23.11.22	495	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝 鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の 地域、及び、軍事科学技術に関する情報 資料(2011年8月分)及び当該記事一 覧。	H23.11.22	495	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「航空安全会議資料」。 * 開示対象文 書は2006. 10. 10-送請235と同じ。	H23.11.22	495	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『海上自衛隊報目録』2011年1~9月 末までに発行された各号(ただし人事版は 除く)。(1~3月末)	H23.12.13	474	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『海上自衛隊報目録』2011年1~9月 末までに発行された各号(ただし人事版は 除く)。(4~9月末)	H23.12.13	474	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	航空自衛隊幹部学校において平成23年度に実施する調査研究等について定めた文書」。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七電磁的記録」があれば、それを希望。	H23.12.20	467	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「平成22年度幹部学校調査研究等計画中間報告」(2011.2.16-本本B1039)と同様な性格を持つ文書で陸上自衛隊幹部学校におけるもの(平成21年度~平成23年度)。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七電磁的記録」があれば、それを希望。(平成23年度)	H24.1.5	451	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	「平成22年度幹部学校調査研究等計画中間報告」(2011.2.16-本本B1039)と同様な性格を持つ文書で陸上自衛隊幹部学校におけるもの(平成21年度~平成23年度)。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七電磁的記録」があれば、それを希望。(平成22年度)	H24.1.5	451	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『艦船と安全』2011年7~9月末までに 発行された各号。	H24.1.5	451	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整 に時間を要しているため。	
防衛省	「海上自衛隊行政文書管理規則の解釈 及び運用方針について(通達)」。	H24.1.5	451	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整 に時間を要しているため。	
防衛省	「統合高級課程」(直近で行われたもの) において使用された「教材」(平成21年統合幕僚学校達第4号「統合幕僚学校の統合教育及び調査研究に関する達」第13条)の全て(陸上自衛隊が保有するもの)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.1.11	445	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「統合高級課程」(直近で行われたもの) において使用された「教材」(平成21年統 合幕僚学校達第4号「統合幕僚学校の 統合教育及び調査研究に関する達」第1 3条)の全て(情報本部が保有するもの)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関 する法律施行令」別表でいう「七 電磁的 記録」があれば、それを希望。	H24.1.11	445	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	教育資料「国際法規」。 * 最新改訂版 があればそちらを希望。	H24.1.11	445	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整 に時間を要しているため。	
防衛省	教育資料「有事法制」。 * 最新改訂 版があればそちらを希望。	H24.1.11	445	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整 に時間を要しているため。	
防衛省	陸自教範1-00-00-01-20-0 「野外令」。(注)「編さん理由書」のたぐ いの文書が存在する場合はその文書も含む。一例としては陸自教範5-01-01 -03-15-0「対ゲリラコマンドウ作戦」 に関して「対ゲリラコマンドウ作戦編さん理 由書」(2007.12.11-本本B456) があるような場合。	H24.1.31	425	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「警衛勤務等の徹底について(通達)」。	H24.1.31	425	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整 に時間を要しているため。	
防衛省	「平成22年度幹部学校調査研究等計画中間報告」(2011.2.16-本本B1039)と同様な性格を持つ文書で陸上自衛隊幹部学校におけるもの(平成21年度~平成23年度)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七電磁的記録」があれば、それを希望。(平成22年度)	H24.2.16	409	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「航空幕僚長指示」(昭和38年防衛庁 訓令第38号「防衛省における文書の形 式に関する訓令」第14条)の一覧(期間 は2011年1~12月末)。*「行政機関 の保有する情報の公開に関する法律施行 令」別表でいう「七 電磁的記録」があれ ば、それを希望。	H24.2.16	409	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『海上自衛隊報目録』2011年10~12 月末までに発行された各号(ただし人事版は除く)。	H24.2.17	408	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「海上幕僚長指示」(昭和38年防衛庁 訓令第38号「防衛省における文書の形 式に関する訓令」第14条)の一覧(期間 は2011年1~12月末)。*「行政機関 の保有する情報の公開に関する法律施行 令」別表でいう「七 電磁的記録」があれ ば、それを希望。	H24.2.17	408	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	「陸上幕僚長指示」(昭和38年防衛庁 訓令第38号「防衛省における文書の形 式に関する訓令」第14条)の一覧(期間 は2011年1~12月末)。*「行政機関 の保有する情報の公開に関する法律施行 令」別表でいう「七 電磁的記録」があれ ば、それを希望。	H24.2.17	408	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2011年1月1日~12月末日間に発令された海上幕僚長通達の一覧。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.2.17	408	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「平成23年度版以降の教範類便覧」。	H24.2.17	408	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整 に時間を要しているため。	
防衛省	別紙(2010.10.4-本本B605開示 文書)において「P173~」、「P214~」と ページ数が示されている文書の最新版。 *「行政機関の保有する情報の公開に関 する法律施行令」別表でいう「七 電磁的 記録」があれば、それを希望。	H24.2.29	396	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「部署ごとにテーマ別にまとめられ、暦年ごと に行政文書ファイルとして登録及び管理されている」(平成23年度(行情)答申第4 12号4頁)事実を示す文書の全て。	H24.3.7	389	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「統合幕僚長指令」(昭和38年防衛庁 訓令第38号「防衛省における文書の形 式に関する訓令」第13条)の一覧(201 1年1~12月末)。*「行政機関の保有 する情報の公開に関する法律施行令」別 表でいう「七 電磁的記録」があれば、それ を希望。	H24.3.13	383	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2011年1月1日~12月末日間に発令された統幕長通達の一覧。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.3.27	369	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2011年1月1日~12月末日間に発令された陸上幕僚長通達の一覧。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.3.27	369	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「情勢08-008」(作成者:防衛省防衛 政策局調査課戦略情報分析室)と同様 の性格を持った行政文書ファイルで2011 年に作成・取得されたもの(2011.8.1 -本本B454で特定された以降のもの)。	H24.3.27	369	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2011年1月1日~12月末日間に発令された海上幕僚長通達の一覧。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.3.30	366	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「原子力災害派遣計画」。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.4.3	362	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「中央即応集団原子力災害対処計画」。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.4.3	362	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「情勢08-008」(作成者:防衛省防衛 政策局調査課戦略情報分析室)と同様 の性格を持った行政文書ファイルで2011 年に作成・取得されたもの(2011.11. 30-本本B827で特定された以降のも の)。	H24.4.3	362	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	米軍普天間飛行場移設問題に関して、藤村官房長官が存在することを認めた「手順書」に該当するもの全て。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.4.10	355	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2011年1月1日~12月末日間に発令された陸上幕僚長通達の一覧。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.4.24	341	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「海上幕僚長指示」(昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第14条)の一覧(期間は2011年1~12月末)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.4.24	341	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「一般広報と募集広報の効率的かつ効果的な連携についての調査研究」。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.5.8	327	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「東日本大震災教訓成果発表会」に関して「行政文書ファイル等」(防衛省行政文書管理規則(平成23年防衛省訓令第15号))として管理されている文書の全て。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.6.5	299	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	陸自教範5-01-01-02-18-1「離島の作 戦」の改正理由書 * 文書の性格として は、「野外令改正理由書」(請求受付番 号2011.4.26-本本B148)と同様のもの。な お「行政機関の保有する情報の公開に関 する法律施行令」別表でいう「七 電磁的 記録」があれば、それを希望。	H24.6.5	299	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	真部朗局長に対する訓戒処分に関して 「行政文書ファイル等」(防衛省行政文書 管理規則(平成23年防衛省訓令第15 号))として管理されている文書の全て。 *「行政機関の保有する情報の公開に関 する法律施行令」別表でいう「七 電磁的 記録」があれば、それを希望。	H24.6.12	292	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「情報管理の手引書(平成23年度作成)。」	H24.6.12	292	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整 に時間を要しているため。	
防衛省	「兵器体系研究に(空幕研究または空自 指定研究)」に該当する研究開発の成果 報告のうち2011.2.2 - 本本B1006 で特定された以降に策定されたもの。 * 「行政機関の保有する情報の公開に関す る法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.7.12	262	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「特定した電磁的記録をデータ形式のまま 開示の実施を行った場合、不開示とした 情報が復元され、その内容が判明するおそ れ」(理由説明書(平成24年(行情)諮 問第198号)の根拠となる文書の全て。	H24.7.18	256	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『安全月報』(発行:海上自衛隊航空集団)2011年4~6月末までに発行された各号。	H24.7.31	243	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『海上自衛隊報目録』2012年4月~6 月末までに発行された各号(ただし人事版 は除く)。	H24.8.14	229	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省 防衛省 防衛省	する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。 真部朗局長に対する訓戒処分に関して「行政文書ファイル等」(防衛省行政文書の年の第15号))として管理されている文書の全て。*「行政機関の保有する情報の公開を通過である法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。 「情報管理の手引書(平成23年度作成)。」 「兵器体系研究に(空幕研究または空原作成)。」 「兵器体系研究に(空幕研究開発の成果をのうち2011.2.2ー本本B1006で特定された以降に策定されたもの。*「行政機関の保有する情報の公開に関助を表表でいう」と、定されたもの。*「行政機関の保有する情報の公開に関いる法律施行令」別表でいう」と、電磁的記録をデータ形式のよる法律施行令」別表でいう」と、電磁的記録をデータ形式のよる法律施行令」別表でいう」と、電磁的記録をデータ形式のような。 「特定した電磁的記録をデータ形式のような法律施行令」別表でいう」と、電磁的記録をデータ形式のような法律を表する、その内容が判明するともおいて、その内容が判明するとものを表現があれば、それを希望。 「特定した電磁的記録をデータ形式のような表情報が復元され、その内容が判明するともおいて、といて、といて、といて、といて、といて、といて、といて、といて、といて、と	H24.6.12 H24.7.12 H24.7.18	292 262 256 243	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。  不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。  不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。  不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。  不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	「海上幕僚長指示」(昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第14条)の一覧(期間は2012年1~6月末)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.8.28	215	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「航空幕僚長指示」(昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第14条)の一覧(期間は2012年1~6月末)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.8.28	215	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『航空自衛隊報』2012年4月~6月末 までに発行された各号(ただし人事版は除 く)。	H24.9.19	193	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2012年1月1日~6月末日間に発令された海上幕僚長通達の一覧。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.9.19	193	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	横須賀地方総監部において、「御遺族への対応について」(報告)(16.11.2 たちかぜ)と同一の行政文書ファイルに綴られた行政文書一切。	H24.9.27	185	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「平成23年度学校研究の実施要領」(2 011. 10. 12-本本B717-③)の平成24年度版(本紙が存在する場合は本紙も含む)。	H24.10.1	181	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「『指揮命令と情報共有』及び『サイバー攻撃対処』に関する基礎研究」の成果報告。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.10.1	181	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「海上自衛隊の行動に関する国際法及び 国内法(作戦法規)の基盤的研究」の成 果報告。 *「行政機関の保有する情報 の公開に関する法律施行令」別表でいう 「七 電磁的記録」があれば、それを希 望。	H24.10.1	181	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「危機管理法制の研究(大規模震災関係)」の成果報告。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.10.1	181	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2011年1月1日~12月末日間に発令された航空幕僚長通達の一覧。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.10.18	164	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『陸幕だより』2012年5月発行分。	H24.10.23	159	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整 に時間を要しているため。	
防衛省	「記者クラブ勉強会資料等」に該当する全文書(対象期間:2012年7月1日~9月末日)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.10.23	159	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「陸上自衛隊の教育訓練実施に関する 達」(昭和40年陸上自衛隊達第110- 1号)別冊第1~第13まで。	H24.10.29	153	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	陸自教範5-01-01-02-18-1 「離島の作戦」の改正理由書。 * 文書 の性格としては、「野外令改正理由書」 (請求受付番号2011. 4. 26-本本B 148)と同様のもの。なお「行政機関の保 有する情報の公開に関する法律施行令」 別表でいう「七 電磁的記録」があれば、そ れを希望。	H24.10.30	152	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	陸自教範5-01-01-01-20-0 「本格的 陸上作戦」	H24.11.6	145	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整 に時間を要しているため。	
防衛省	「軍事衛星の開発動向等に関する調査研究」。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.11.6	145	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「調査結果」(毎日新聞9月4日(火)23 時2分配信)に該当するもの全て。 * 「行政機関の保有する情報の公開に関す る法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.11.6	145	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「平成21年度隊員意識調査結果」(20 10.3.17-本本B1182)の最新改訂 版。 *「行政機関の保有する情報の公 開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.11.6	145	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「緊急事態における広報マニュアルに関する研究」の研究成果報告書に相当するもの全て。	H24.11.6	145	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「離島の築城に関する研究」の研究成果 報告書に相当するもの全て。	H24.11.6	145	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整 に時間を要しているため。	
防衛省	『海上自衛隊報目録』2012年7月~9 月末までに発行された各号(ただし人事版 は除く)。	H24.11.6	145	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝 鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の 地域、及び、軍事科学技術に関する情報 資料(2012年6月分)及び当該記事一 覧	H24.11.12	139	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「平成23年度自衛隊施設の津波対策に 係る調査業務」。*「行政機関の保有 する情報の公開に関する法律施行令」別 表でいう「七 電磁的記録」があれば、それ を希望。	H24.11.20	131	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「原子力災害派遣計画」。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.11.20	131	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『陸幕だより』2012年6月発行分。	H24.11.27	124	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整 に時間を要しているため。	
防衛省	「陸上自衛隊武器使用規範普及教育資料」の全文。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.11.27	124	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「平成22年度研究本部史」。	H24.11.27	124	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	空幕情第352号(23.6.15)「空幕長 補給指示図書の配布等について」。	H24.11.27	124	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	空幕補第276号(23.6.16)「航空幕僚長指定図書の配分定数変更について」。	H24.11.27	124	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	空幕補第494号(23.11.25)「教範等の配布について」。	H24.11.27	124	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	「危機管理法制の研究(大規模震災関係)」の成果報告。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.11.27	124	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2012年6月分)及び当該記事一覧	H24.11.30	121	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「平成23年度富士調査研究会同」(『FUJI』平成23年12月号1頁)に関して「行政文書ファイル等」(防衛省行政文書管理規則(平成23年防衛省訓令第15号))として管理されている文書の全て。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.11.30	121	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「このマニュアル」(外交防衛委員会会議録第4号 平成24年4月17日【参議院】4頁)に該当するもの全て。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.11.30	121	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2012年1月1日~6月末日間に発令された陸上幕僚長通達の一覧。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.12.14	107	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2012年1月1日~6月末日間に発令された統幕長通達の一覧。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.12.14	107	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	行政文書ファイル「たちかぜ事案参考資料」にある全ての文書。	H24.12.17	104	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『海上自衛隊報目録』2012年7月~9 月末までに発行された各号(ただし人事版 は除く)。	H24.12.18	103	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「NBC戦防御」スタディガイド	H24.12.18	103	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「弾道ミサイル等に対する破壊措置等の実施に関する自衛隊行動命令」。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.12.18	103	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「平成23年度富士調査研究会同」(『F UJI』平成23年12月号1頁)に関して 「行政文書ファイル等」(防衛省行政文書 管理規則(平成23年防衛省訓令第15 号))として管理されている文書の全て。 *「行政機関の保有する情報の公開に関 する法律施行令」別表でいう「七 電磁的 記録」があれば、それを希望。	H24.12.26	95	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「危機管理法制の研究(大規模震災関係)」の成果報告。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.12.26	95	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	空幕装(調達)第836号(23.7.29) 「将来戦闘に関する調査研究の調達について」。	H24.12.26	95	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	国際平和協力活動のためのいわゆる「一般法」の「検討」(『平成21年版防衛白書』239頁)の庶務担当部局がその業務のために行政文書ファイルに綴った文書の全て(2009.11.4一本本B657で特定された以降のもの)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.12.26	95	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	海上自衛隊において、平成19年以降、 「事故調査の下資料は残さない(残すな)」「事故調査の下資料は残さなくていい」という意思決定、指示を記した文書。	H24.12.28	93	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	①別紙「意見書」5ページ14~18行目の記述について、「事故調査結果と下資料の矛盾の理由を探る」「その正当性を検証する」「疑念を解消する」といった目的があったことを、これから「応訴方針の検討」と両立可能なものであるにもかかわらず完全に否定しているため、これら三つの目的もあったことを完全に否定する文書(②当該聞き取り調査について、「法務室が応訴方針の検討に資するべく行った」ということを証明する文書ないしそういうものである旨が書かれた文書。	H24.12.28	93	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	別紙準備書面に言う「確認」(2頁下から 7行目、3頁3行目・8行目・12行目・17 行目)の結果をまとめる前の下資料。	H24.12.28	93	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	①別紙に言う「正しいとは思えないような内容」(下から9行目)「正しかったというわけでもない」点(下から3行目)が具体的に何を指すのかがわかる文書。 ②①について、平成24年6月21日以降も防衛大臣が認識を変えていないのか、あるいは変えたのかがわかる文書。	H24.12.28	93	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「たちかぜ」アンケート事案調査の最終報告について、以下の文書 (1) (1) (1) (2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	H24.12.28	93	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

## 〇 今年度に行った裁決・決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けた日から裁決・決定までに60日超を要したもの(資料9)

行政機関名	件名	答申年月日	裁決·決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
法務省	入管法施行規則第19条第3項におけるいわゆる「取次者」の全国総数に係る開示文書に関して不開示処分を不服とするもの	H24.2.27	H24.8.1	156	初動の対応が遅滞した上に、その後の平成24年7月9日の改正入管法施行に伴い、想定を上回る大量の保有個人情報開示請求がなされるようになり、極めて繁忙となり、さらに対応が遅滞したため。
法務省	在留資格認定証明書交付申請に関する 概要書に係る開示文書に関して不開示 処分を不服とするもの	H24.10.1	H25.1.11	102	初動の対応が遅滞した上に、その後の平成24年7月 9日の改正入管法施行に伴い、想定を上回る大量の 保有個人情報開示請求がなされるようになり、極めて 繁忙となり、さらに対応が遅滞したため。
外務省	「核兵器関連」(作成(取得)時期:1986 年3月11日/作成者:北米局日米安全保 障条約課)に綴られている文書の全て。	H21.6.16	H24.7.9	1,119	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「各国反応」に綴られている文書の全 て。 【計5件】	H23.12.27	H24.7.9	195	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「第1回から第4回までの外交政策企画 委員会記録」の全て。	H22.10.5	H24.6.8	612	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「外交記録公開推進委員会第3回会合」 の庶務担当部局が、同第3回会合に関 して行政文書ファイルに綴った文書の全 て。	H24.6.19	H24.12.12	176	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	外務省HP内「海外安全HP」におけるバナー広告掲載に係る検討状況 ①今まで掲載されていない理由 ②今後の事業予定や計画等の検討状況が分かる文書(すべて)	H24.12.26	H25.2.25	61	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	外務省ホームページ内「海外安全ホームページ」におけるバナー広告掲載に 係る検討状況①今まで掲載されていない理由②今後の事業予定や計画等の 検討状況が分かる文書(保存期間内すべて)	H24.12.26	H25.2.25	61	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
中央労働委員会	中央労働委員会において特定日に特定 番号で受け付けた行政文書開示請求に 対する不開示決定に関する件	H23.11.14	H24.5.15	183	情報公開担当課の担当者(1名)が複数の業務を兼務しており、所管業務が著しく多忙であったため、不開示決定が妥当であるとの答申を受けた後、本件を処理するための時間的・物理的制約があったため。
国土交通省	指定確認検査機関登記簿謄本等の一 部開示決定に関する件	H24.3.30	H24.6.26	88	情報公開窓口担当者が複数の業務を兼務しており、著しく多忙であり、また、慎重な検討が必要だったため。
国土交通省	指定確認検査機関登記簿謄本等の一 部開示決定に関する件	H24.3.30	H24.6.26	88	情報公開窓口担当者が複数の業務を兼務しており、著しく多忙であり、また、慎重な検討が必要だったため。
国土交通省	指定確認検査機関登記簿謄本等の一 部開示決定に関する件	H24.3.30	H24.6.26	88	情報公開窓口担当者が複数の業務を兼務しており、 著しく多忙であり、また、慎重な検討が必要だったため。
国土交通省	特定日に指定確認検査機関が提出した 文書の不開示決定に関する件	H24.3.30	H24.6.26	88	情報公開窓口担当者が複数の業務を兼務しており、 著しく多忙であり、また、慎重な検討が必要だったため。
国土交通省	特定地番の土地取得後に設置された構造物に係る文書の不開示決定(不存在)に関する件	H23.12.19	H24.8.22	247	情報公開窓口担当者が複数の業務を兼務しており、 著しく多忙であり、また、慎重な検討が必要だったため。
国土交通省	特定地番における民法162条2項の規 定による所有権の取得時効にに係る文 書の不開示決定(不存在)に関する件	H23.12.19	H24.8.22	247	情報公開窓口担当者が複数の業務を兼務しており、 著しく多忙であり、また、慎重な検討が必要だったため。
防衛省	イラク関連事案等緊急対策本部会議 に係る文書	H21.5.11	H24.12.28	1,327	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決·決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
防衛省	「「記者クラブ勉強会等」に該当する全文書(対象期間:2010年1月1日~3月末日)。*電子データが存在する場合は電子データを希望。」に係る行政文書	H22.5.6	H24.5.1	726	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	後方地域捜索救助活動の実施に関す る訓令 他 2 件	H22.9.8	H24.8.12	704	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	海賊への対処の際の海上自衛隊及び 海上保安庁の連携要領	H22.11.24	H24.9.12	658	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	自衛隊の駐屯地及び基地業務の在り 方について 最終報告 (表紙を除 く。)	H23.3.7	H24.9.13	556	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	平成22年度自衛隊観閲式への米軍 機の展示等要望について	H23.3.7	H24.11.28	632	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	海賊対処行動に関する自衛隊行動命令(自行賊命第10号。21.7. 24 1045i) 他3件	H23.3.23	H24.9.4	531	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	「年度統合情報見積」(2005. 5. 24— 送請92「統合情報教範『編さんの趣旨』」 10頁掲載)。*作成されたもののうち最も 古いもの。	H23.5.27	H24.5.1	340	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	「我が国の防空システムの在り方に関する総合的調査研究」(「平成13年度防衛力整備と予算の概要」20頁)によって収集された文書及び作成された文書の全て。*対象文書は2003.1.15ー郵請349と同じ。	H23.6.10	H24.5.1	326	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	「自衛隊演習用部隊行動規定(自艦隊 (作)第1278号。17.9.8)別冊J及び 同文書に付属する文書の全て。*開示 対象文書は2009.11.11-本本B6 93	H23.7.8	H24.9.11	431	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	運1301(22.2.4)「東シナ海に関する 海上防衛図演の実施について(通達)」。	H23.8.23	H24.9.11	385	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	RIMPAC2010の庶務担当分局がその 業務のため行政文書ファイル(主に訓練実 施計画に関するもの)に綴った文書の全 て。	H24.1.31	H24.5.1	91	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	平成18年の公益通報者保護法施行以来、 ①防衛省にどのような公益通報がされたか ②それぞれの公益通報について、誰が調 査担当者(「防衛省における公益通報の 処理及び公益通報者の保護に関する訓 令」第11条)ないし調査委員(同12条) になったか ③それぞれどのような処理がされたか、がわ かるもの。 (平成19年度)	H24.6.12	H24.9.27	107	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	平成18年の公益通報者保護法施行以来、 ①防衛省にどのような公益通報がされたか②それぞれの公益通報について、誰が調査担当者(「防衛省における公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する訓令」第11条)ないし調査委員(同12条)になったか。③それぞれどのような処理がされたか、がわかるもの。(平成20年度)	H24.6.12	H24.9.27	107	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決·決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
防衛省	平成18年の公益通報者保護法施行以来、 ①防衛省にどのような公益通報がされたか ②それぞれの公益通報について、誰が調 香担当者(「防衛省における公益通報の 処理及び公益通報者の保護に関する訓 令」第11条)ないし調査委員(同12条) になったか ③それぞれどのような処理がされたか、がわ かるもの。 (平成21年度)	H24.6.12	H24.9.27	107	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	平成18年の公益通報者保護法施行以来、 (1)防衛省にどのような公益通報がされたか ②それぞれの公益通報について、誰が調 査担当者(「防衛省における公益通報の 処理及び公益通報者の保護に関する訓 令」第11条)ないし調査委員(同12条) になったか ③それぞれどのような処理がされたか、がわ かるもの。 (平成22年度)	H24.6.12	H24.9.27	107	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝 鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の 地域、及び、軍事科学技術に関する情報 資料(2011年6月分)及び当該記事一 覧。	H24.4.27	H24.7.19	83	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝 鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の 地域、及び、軍事科学技術に関する情報 資料(2011年7月分)及び当該記事一 覧。	H24.4.27	H24.7.19	83	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	2011年1月1日~6月末日間に発令された陸上幕僚長通達の一覧。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.6.11	H24.9.12	93	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	基礎情報隊が作成したロシア、中 国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学 技術に関する情報資料(2011年 7月分)及び当該記事一覧。	H24.4.27	H24.7.19	83	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝 鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の 地域、及び、軍事科学技術に関する情報 資料(2011年8月分)及び当該記事一 覧。	H24.4.27	H24.7.19	83	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。

## 〇 調査日現在、審査会の答申を受けて裁決・決定の準備中である事案のうち、答申を受けてから60日超を経過しているもの(資料10)

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
警察庁	平成8年度の警視庁に係る証明書類 (機動隊除く) 平成8年度の愛知県警に係る証明書類 【計2件】	H21.2.24	1,496	答申の内容に沿った決定をするに当たり、開示対象 文書の量が大量(約11万枚)であり、その精査、確認 作業等に時間を要しているため。	
法務省	合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁 判権関係実務資料	H24.12.3	118	対象文書の精査及び確認作業等並びに関係省庁等との調整に時間を要したため。	
法務省	改訂 合衆国軍隊構成員等に対する刑 事裁判権関係実務資料	H24.12.3	118	対象文書の精査及び確認作業等並びに関係省庁等との調整に時間を要したため。	
外務省	報償費の支出に関する基準の内容が わかる文書	H16.4.20	3,267	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著 しく多忙であったため。	
外務省	特定期間の報償費の支出のうち、債主 欄に「内閣官房長官」と記された支払決 議書。 【計5件】	H16.3.31	3,287	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定期間の在外公館長赴任に際しての 贈呈品購入等 【計5件】	H16.3.9	3,309	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定期間の報償費について、(1)各部局(長)ごと、在外公館ごとの支出計画(2)年度末の各部局(長)ごと、在外公館ごとの実際の支出額が分かる文書・図画・電磁的記録。 【計5件】	H16.7.27	3,169	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定時期の特定公館の報償費の支出 がわかる文書 【計3件】	H16.3.9	3,309	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「在外公館報償費の配賦及び執行方 針、2000年度」	H16.4.20	3,267	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	各局部課長あて文書「情報収集活動用 設宴限度額等について」	H16.4.20	3,267	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定時期に会計課が作成した報償費使 用のガイドライン。	H16.3.31	3,287	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	報償費に関する一切の文書	H16.5.18	3,239	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	北方四島住民支援のための「支援委員会の設置に関する協定」の文書、及び 関連する政府間の覚書、それぞれの付帯文書、他関係文書一切	H16.6.22	3,204	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定室長の在職中の特定会計経費関 連文書	H16.4.20	3,267	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	報償費(機密費)の支出基準の分かる 文書	H16.4.20	3,267	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	1958年に藤山外相とマッカーサー米駐日大使との間で行われた会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録等【計2件】	H18.4.21	2,536	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定公館の報償費(機密費)支出に関する一切の資料(平成12年度) 【計3件】	H16.2.10	3,337	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「日米の弾道ミサイル防衛協力」に綴られている文書の全て。	H24.10.23	159	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	2006年の日米安全保障協議委員会におけるに日米間の合意にかかる決裁関連文書の全て。	H24.10.23	159	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「イラク 大量破壊兵器」関連文書 【計4件】	H21.3.26	1,466	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「防衛力整備4」に綴られている文書の 全て。	H22.3.30	1,097	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「防衛力整備5」に綴られている文書の 全て。	H22.3.30	1,097	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「日米防衛協力のための指針」作成及 びその後のフォローアップのためにファ イルに綴られた文書の全て	H24.7.23	251	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
外務省	「指針見直し」に綴られている文書の全 て。 【計2件】	H23.9.30	548	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「米軍基地」に綴られている文書の全て。	H25.1.29	61	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省連絡室が、その業務目的のため に収集・作成した文書の全て。	H22.1.19	1,167	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「日米行政協定の実施上問題となる事 項に関する件」	H24.6.18	286	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	日米安保条約に基づく日米地位協定の 民事裁判権等における合意事項、合意 について記入した文書のすべて。	H24.6.18	286	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	第1回外交記録公開推進委員会対象文 書件名一覧	H24.2.14	411	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「『極東』及びいわゆる『極東の周辺地域』に関する想定問答集」。	H23.9.21	557	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「安保条約想定問答」。	H24.10.23	159	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「安保条約擬問擬答」。	H24.10.16	166	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。	
国土交通省	改善措置勧告の要否について検討した リコール案件調査・検証・検討委員会の 議事録等の不開示決定(存否応答拒 否)に関する件	H23.11.16	501	原処分取消との答申であるため、慎重な検討が必要であるとともに、業務多忙により決定に時間を要しているため。	
国土交通省	特定一級建築士による耐震強度偽装構造計算書作成の行政処分に係る文書の不開示決定(存否応答拒否)に関する件	H23.11.16	501	著しく多忙であり、また、慎重な検討が必要だったため、時間を要しているため。	
原子力規制委員	特定会社の特定日に発生した放射性廃棄物入りドラム缶からの漏えいに関する原子力保安検査官による報告等の一部開示決定に関する件	H25.1.29	61	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
防衛省	①防官文第13375号(H20.11.17) (起案用紙及び(案)以下を含む全て) ②①の事件に関し、平成21年4月、防衛省が情報公開・個人情報保護審査会に諮問した際の文書(起案用紙及び(案)以下を含む全て) ③その他、「情報公開請求書が、対象文書の範囲を最高裁での判決確定後に限定していると読むことにしよう」という意思決定がいつどのように為されたかがわかる文書。	H24.12.26	95	業務多忙により時間を要したため。	
防衛省	「幕僚勤務諸元(平成20年度版)」(20 09.12.21-本本B860)の最新改 訂版。	H23.12.13	474	業務多忙により時間を要したため。	

# 事例表

情報公開に関する訴訟に係る判決の概要 (資料 11)

## ○ 情報公開に関する訴訟に係る判決の概要(資料11)

#### <第1審>

行政機関名	裁判所	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
内閣官房	大阪地裁	内閣官房 内閣総務官	H24.11.22	<不開示決定処分取消請求事件> 内閣官房報償費の支出に関する行政文書の開 示請求に対する不開示決定のうち、一部につ いて不開示の取消しを求めたもの。	一部認容 一部棄却	原告、被告控訴 大阪高裁で継続中
警察庁	東京地裁	警察庁長官	H24.9.28	〈行政文書公開拒否決定処分取消請求事件〉 警察スパイの仕事をする〇〇が書いてきた「〇〇を公安活動の対象とし続ける理由」の書かれた文書の開示請求に対する不開示決定(存否応答拒否)の取消しを求めたもの。	棄却	判決確定原告控訴
金融庁	東京地裁	証券取引等監 視委員会事務 局長	H24.4.26	〈行政文書不開示決定処分取消請求事件〉 当委員会が実施した証券検査に係る書類について、法5条1号、同条2号イ及び同条6号イにより一部不開示とした処分の取消しを求めたもの。 また、当委員会の犯則調査に係る書類について、法第5条1号及び同条4号により不開示とした処分の取消しを求めたもの。	棄却	原告控訴
金融庁	東京地裁	金融庁長官	H24.5.16	<公文書非開示処分取消請求事件> 当庁が監督する業者の業務改善等に係る書類 について、法5条1号、同条2号イ及び同条第6 号により一部不開示とした処分の取消しを求め たもの	請求棄却	原告控訴
法務省	東京地裁	法務大臣	H24.5.30	< 文書不開示処分取消及び文書開示処分給付請求事件>原告が、法務大臣に対し、個人情報保護法に基づく原告の平成23年度司法書士試験の解答用紙の開示請求及び情報公開法に基づく同試験の採点基準等の開示請求を行ったところ、法務大臣がいずれの請求に対しても不開示決定を行ったことから、その取消しと開示決定の義務付けを求めたもの。	義務付け請 求却下 その 求棄却	原告控訴
法務省	東京地裁	東京矯正管区 長	H24.8.6	く損害賠償請求事件> 原告が、東京矯正管区長に対して、情報公開 法に基づき東京拘置所が保有する行政文書の 開示請求をしたところ、同管区長がその故意過 失により同法10条1項に定める期限内に決定 をしなかったことによって損害を被ったと主張し て、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を請 求したもの。	棄却	判決確定
法務省	東京地裁	千葉地方法務 局長	H24.8.24	<行政文書不開示決定処分取消請求事件>原告が、千葉地方法務局長に対し、情報公開法に基づき戸籍の副本の開示を求めたところ、同局長が、戸籍の副本は戸籍法128条の規定により情報公開法の適用が除外されているとして不開示決定をし、原告の審査請求に対し法務大臣が棄却裁決をしたことから、千葉地方法務局長の不開示決定の取消しを求めたもの。	却下	判決確定
法務省	東京地裁	法務大臣	H24.9.28	〈行政文書不開示決定処分取消請求事件〉 原告が、法務大臣に対し、情報公開法に基づき 子の奪取に関するハーグ条約について検討し た経緯の分かる文書の開示を請求したところ、 法務大臣は、文書を保有していないとして不開 示決定をし、原告の異議申立てに対して棄却決 定をしたことから、不開示決定及び棄却決定の 取消しを求めたもの。	棄却	判決確定
外務省	東京地裁	外務大臣	H24.10.11	< 文書一部開示決定処分取消等請求事件> 日韓国交正常化交渉関連文書の一部不開示 決定の取消しを求めたもの。	一部認容	被告控訴, 原告附帯控訴 東京高裁で係属中
外務省	東京地裁	外務大臣	H24.10.12	<文書不開示決定処分取消等請求事件> セネガル人バスケットボール留学生問題に関す る情報公開請求に対する不開示決定の取消し を求めたもの。	棄却	判決確定 (原告は控訴したが平成25年 4月1日控訴取下げ)

厚生労働省	福井地裁	福井労働局長	1105 0 40		義務付け却 下 取消請求棄 却	
防衛省	東京地裁	防衛大臣	H24.10.12	< 長害賠償請求事件 > 行政文書開示請求者が、国に情報公開に係る 異議申立てを行ったにも関わらず、行政の怠慢 から必要な措置を受けられなかったとして、国 に損害賠償を求めた。	棄却	
防衛省	東京地裁	防衛大臣	H25.3.5	<行政処分取消等請求事件> 行政文書開示請求者が、行政文書の電磁的記録をそのまま交付することを求め、開示決定処分等の取り消しを求めた。	義務付け却 下 取消請求棄 却	

#### <控訴審>

行政機関名	裁判所	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
警察庁	東京高裁	警察庁長官	H25.3.7	< (行政文書公開拒否決定処分取消控訴事件 > 警察スパイの仕事をする○○が書いてきた 「○○を公安活動の対象とし続ける理由」の書 かれた文書の開示請求に対する不開示決定 (存否応答拒否)の取消しを求めたもの。	控訴棄却	判決確定
金融庁	東京高裁	証券取引等監 視委員会事務 局長	H24.10.10	〈行政文書不開示決定処分取消請求控訴事件〉 件〉 当委員会が実施した証券検査に係る書類について、法5条1号、同条2号イ及び同条6号イにより一部不開示とした処分の取消しを求めたもの。また、当委員会の犯則調査に係る書類について、法第5条1号及び同条4号により不開示とした処分の取消しを求めたもの。	控訴棄却	判決確定
金融庁	東京高裁	金融庁長官	H24.10.17	<公文書非開示処分取消請求控訴事件> 当庁が監督する業者の業務改善等に係る書類 について、法5条1号、同条2号イ及び同条第6 号により一部不開示とした処分の取消しを求め たもの。	控訴棄却	判決確定
法務省	大阪高裁	高松矯正管区 長 法務大臣	H24.5.1	〈審査請求棄却決定取消等請求事件〉 控訴人が実刑判決を受けた事件についての刑 の執行指揮書及びその添付書類を情報公開法 に基づき開示請求を行ったところ、矯正管区長 が不開示決定をし、法務大臣に対する審査請 求について却下裁決がされたことから、不開示 決定及び却下裁決の取消し並びに開示処分の 義務付けを求めたもの。	控訴状却下命令	確定
法務省	東京高裁	法務大臣	H24.11.8	< 文書不開示処分取消及び文書開示処分給付請求控訴事件>控訴人が、法務大臣に対し、個人情報保護法に基づく原告の平成23年度司法書士試験の解答用紙の開示請求及び情報公開法に基づく同試験の採点基準等の開示請求を行ったとこ、法務大臣がいずれの請求に対しても不開示決定を行ったことから、その取消しと開示決定の義務付けを求め、控訴審において、同試験の問題に出題ミスがあったことの確認を求めたもの。	控訴棄却 追加請求却 下	判決確定
国税庁	大阪高裁	下京税務署長	H24.7.25	<	控訴棄却	控訴人上告 上告受理申立て
厚生労働省	名古屋高裁	愛知労働局長	H24.8.17	< 行政文書不開示決定処分等取消請求事件 > 大長から監督署に提出した文書を開示請求するも不開示決定されたため、その決定の処分の取消を求めたもの。	控訴棄却	控訴人上告 上告受理申立て
厚生労働省	大阪高裁	大阪労働局長	H24.11.29	< (	原判決取消 し 請求棄却	一審原告上告 上告受理申立て

#### <上告審>

行政機関名	裁判所	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
警察庁	最高裁	警察庁長官	H24.7.12	< 行政文書不開示処分取消請求事件> 一般会計証明書類について、文書不特定及び 権利濫用により不開示とした処分の取消しを求 めたもの。	棄却 不受理	
国税庁	最高裁	館林税務署長	H24.7.5	< 行政文書不開示決定取消等請求事件> 特定の被相続人の相続税申告書等の開示請 求に対する不開示決定(存否応答拒否)の取消 し及び国家賠償を求めたもの。	棄却 不受理	
国税庁	最高裁	下京税務署長		< (	棄却 不受理	
厚生労働省	最高裁	愛知労働局長	H24.12.6	< 行政文書不開示決定処分等取消請求事件 > 社長から監督署に提出した文書を開示請求するも不開示決定されたため、その決定の処分の取消を求めたもの。	棄却 不受理	